

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区公印規則の一部を改正する規則 (52)	3
江東区パートナーシップ・ファミリーシ ップ宣誓制度に関する規則(53)	3
江東区介護保険条例施行規則の一部を改正 する規則(54)	22
江東区建築基準法施行細則の一部を改正す る規則(55)	22

◎告 示

保管自転車の処分について (令和 7 年 6 月 上期) (285)	23
情報公開条例第 3 9 条及び個人情報保護法 施行条例施行規則第 2 9 条の規定による公 表について(293)	23
建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に 基づく道路位置の取消しについて(301)	26
保管自転車の処分について (令和 7 年 6 月 下期) (302)	26

◎告 示 (教)

令和 7 年第 6 回江東区教育委員会定例会の 招集(9)	26
--	----

◎告 示 (選)

令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員 選挙におけるポスター掲示場の設置(12)	27
選挙人名簿からの抹消(13)	44
選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数、 3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(14)	44
令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員 選挙における各投票区の投票所について (15)	44
令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員 選挙における期日前投票所について(16)	46
令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員 選挙における投票管理者及び同職務代理者 の選任について(17)	46
令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員 選挙における期日前投票所の投票管理者及 び同職務代理者の選任について(18)	46

令和 7 年 6 月 1 3 日付江東区選挙管理委員 会告示第 1 8 号の一部を改める告示(19)	46
令和 7 年 6 月 1 3 日付江東区選挙管理委員 会告示第 1 8 号の一部を改める告示(20)	46
令和 7 年 6 月 1 3 日付江東区選挙管理委員 会告示第 1 7 号の一部を改める告示(21)	46
令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院 (東京都 選出) 議員選挙におけるポスター掲示場の 設置(22)	46
選挙人名簿からの抹消(23)	63
選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数、 3 分の 1 の数及び 6 分の 1 の数(24)	63
令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員選挙 における各投票区の投票所について(25)	63
令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員選挙 における期日前投票所について(26)	65
令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員選挙 における在外選挙人の期日前投票所につい て(27)	65
令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員選挙 における投票管理者及び同職務代理者の選 任について(28)	65
令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員選挙 における期日前投票所の投票管理者及び同 職務代理者の選任について(29)	65
令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院議員選挙 における開票の場所及び日時について(30)	65
令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院 (東京都 選出) 議員選挙における開票管理者及び同 職務代理者の選任(31)	65
令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院 (比例代 表選出) 議員選挙における開票管理者及び 同職務代理者の選任(32)	65
令和 7 年 7 月 2 0 日執行の参議院 (東京都 選出) 議員選挙及び参議院 (比例代表選出) 議員選挙における選挙立会人のくじを行う 場所及び日時について(33)	66
令和 7 年 7 月 3 日付江東区選挙管理委員会 告示第 2 9 号の一部を改める告示(34)	66

◎告 示 (選挙長)

令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員 選挙 (江東区選挙区) における選挙立会人 のくじを行う場所及び日時について(1)	66
令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員 選挙 (江東区選挙区) における立候補者の 届出について(2)	66

◎区 議 会

区議会議決事項 68

(令和 7 年第 2 回定例会)

規	則
---	---

江東区公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年6月19日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第62号

江東区公印規則の一部を改正する規則
江東区公印規則（昭和40年3月江東区規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「	1 0	同	方 1 5 ミ リ メ ー ト ル	住民異動関係文書及び印鑑登録証	同
	1 0 の 2	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	施設利用承認書・領収書及び利用取消等通知書	男女共同参画推進センター 所長

を「	1 0	同	方 1 5 ミ リ メ ー ト ル	住民異動関係文書及び印鑑登録証	同
	1 0 の 2	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	一般文書	人権推進課長
	1 0 の 3	同	同	施設利用承認書・領収書及び利用取消等通知書	男女共同参画推進センター 所長

に、「	3 3 の 2	同	方 1 5 ミ リ メ ー ト ル	住民異動関係文書及び印鑑登録証	同
-----	------------------	---	---	-----------------	---

3 3 の 3	同	方 1 ミ リ メ ー ト ル	施設利用承認書・領収書及び利用取消等通知書	男女共同参画推進センター 所長
------------------	---	--------------------------------------	-----------------------	--------------------

3 3 の 2	同	方 1 5 ミ リ メ ー ト ル	住民異動関係文書及び印鑑登録証	同
3 3 の 3	同	方 2 1 ミ リ メ ー ト ル	一般文書	人権推進課長
3 3 の 4	同	同	施設利用承認書・領収書及び利用取消等通知書	男女共同参画推進センター 所長

に改める。

別表第2中

「	1 0	1 0 の 2
長	江 東 区	専 用 江 東 区 長 印 参 画 推 進 セ ン タ ー 江 東 区 男 女 共 同
印	区	

を「	1 0	1 0 の 2
長	江 東 区	専 用 江 東 区 長 印 人 総 権 推 進 課 部
印	区	

1 0 の 3

専 用	江 東 区 長 印	参 画 推 進 セ ン タ ー	江 東 区 男 女 共 同
--------	-----------------------	--------------------------------------	---------------------------------

に、
「

3 3 の 2

代 理 印	江 東 区 長
-------------	------------------

3 3 の 3

専 用	江 東 区 長 代 理 印	参 画 推 進 セ ン タ ー	江 東 区 男 女 共 同
--------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

を
「

3 3 の 2

代 理 印	江 東 区 長
-------------	------------------

3 3 の 3

専 用	代 理 印	江 東 区 長	人 総 権 推 進 課 部
--------	-------------	------------------	---------------------------------

3 3 の 4

専 用	江 東 区 長 代 理 印	参 画 推 進 セ ン タ ー	江 東 区 男 女 共 同
--------	---------------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 3 号

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、江東区男女共同参画及び多

様性の尊重を推進する条例（平成 1 6 年 3 月江東区条例第 1 号。以下「条例」という。）第 9 条の 2 に規定する江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(ファミリーシップの対象となる親族)

第 3 条 条例第 2 条第 7 号の規則で定める親族（以下「親族」という。）は、パートナーシップにある者の双方又は一方の子（生計を同じくする未成年の実子又は養子をいう。）又は親（実親、養親又はこれらの配偶者をいう。）とする。

(届出者の要件)

第 4 条 条例第 9 条の 2 第 2 項の規定によりパートナーシップの宣誓に係る届出ができる者は、次に掲げる要件を全て満たす 2 人の者とする。

- (1) 双方が民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 4 条に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が婚姻をしていないこと。ただし、双方が国外において同性同士で婚姻している場合を除く。
- (3) 双方が当該届出に係る相手方以外とパートナーシップにないこと。
- (4) 双方が民法第 7 3 4 条第 1 項に規定する直系血族又は三親等内の傍系血族又は同法 7 3 5 条に規定する直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組による場合を除く。
- (5) 次のアからウまでのいずれかに該当すること。

ア 双方が区内に住所を有すること。

イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から 3 月以内に区内への転入を予定していること。

ウ 双方が届出の日から 3 月以内に区内への転入を予定していること。

- (6) 過去に第 1 1 条の規定による取消しを受けたことがないこと。

2 条例第 9 条の 2 第 2 項の規定によりファミリーシップの宣誓に係る届出を行うことができる者は、前項各号に掲げる要件を全て満たすパートナーシップにある者であって、パートナーシップの宣誓に係る届出をしようとするもの及び双方又は一方の親族の家族としての関係を届け出るものとする。

(宣誓、届出の方法等)

第5条 前条の規定によりパートナーシップ又はファミリーシップの宣誓に係る届出をしようとする者(以下「届出者」という。)は、区が指定する日時及び場所において、江東区パートナーシップ宣誓書(別記第1号様式)又は江東区ファミリーシップ宣誓書(別記第2号様式)

(以下これらを「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、区長に届け出るものとする。ただし、届出者の双方又は一方が宣誓書に自ら記入することができないと区長が認めるときは、区の職員及び当該届出者の立会いの下で、他の者に代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 戸籍謄本若しくは抄本又は独身を証明する書類その他婚姻をしていないことが確認できる公的機関が発行する書類
- (3) 江東区ファミリーシップ宣誓書を届け出る場合(親族が満15歳以上の子又は親である場合に限る。)にあっては、江東区ファミリーシップ宣誓書に関する同意書(別記第3号様式)
- (4) 次のア及びイに掲げる事項についての合意契約に係る公正証書の正本又は謄本
ア 届出者の双方が愛情及び信頼に基づく真摯な関係にあること。
イ 届出者の双方が生計を同じくし、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定により届出を行った者(以下「宣誓者」という。)が本人であることを、別に定める方法により確認(以下「本人確認」という。)を行うものとする。

(受領証明書等の交付決定等)

第6条 区長は、前条第1項の規定による届出がされた場合において、その内容を審査し、第4条第1項各号又は同条第2項に掲げる要件を全て満たしていると認めるときは、宣誓者に対し、江東区パートナーシップ宣誓書受領証明書(別記第4号様式)又は江東区ファミリーシップ宣誓書受領証明書(別記第5号様式)(以下これらを「受領証明書」という。)及び江東区パートナーシップ宣誓書受領証明カード(別記第6号様式)又は江東区ファミリーシップ宣誓書受領証明カード(別記第7号様式)(以下これら

を「受領証明カード」という。)を交付する。

ただし、当該宣誓者が第4条第1項第5号イ又はウに該当する場合にあっては、区内への転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書により同号アに該当することを確認した後に受領証明書及び受領証明カード(以下これらを「受領証明書等」という。)を交付するものとする。

2 前項の場合において、区長は、宣誓者から希望があったときは、宣誓書に記載の者の人数に相当する枚数の受領証明カードを交付することができる。

(通称名の記載)

第7条 区長は、第5条第1項の規定による届出及び前条の規定による受領証明書等の交付において、届出者又は宣誓者若しくは親族の者が社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称名」という。)の使用を希望するときは、受領証明書等に当該通称名を記載することができる。

2 前項の場合において、届出者又は宣誓者は、通称名を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類を区長に提出するものとする。

(受領証明書等の再交付)

第8条 区長は、第6条第1項の規定により受領証明書等の交付を受けた者(以下「受領証明書等交付者」という。)から次の各号のいずれかの理由により江東区パートナーシップ・ファミリーシップ受領証明書等再交付申請書(別記第8号様式。以下「再交付申請書」という。)の提出があったときは、当該受領証明書等交付者に対し、本人確認を行った上で、受領証明書等を再交付するものとする。

- (1) 受領証明書等を亡失し、又は滅失したとき。
- (2) 受領証明書等を汚損し、又は破損したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

2 受領証明書等交付者は、前項第2号又は第3号に規定する理由により再交付の申請を行うときは、再交付申請書に交付済みの受領証明書等を添えて、区長に提出するものとする。

3 前項第1号に規定する理由により受領証明書等の再交付を受けた者は、当該再交付を受けた後において、再交付前の受領証明書等を発見し、又は回復したときは、速やかに当該受領証明書等を区長に返還しなければならない。

(届出事項の変更)

第9条 宣誓者の双方又は一方は、次の各号のいずれかに該当するときは、江東区パートナーシ

ップ・ファミリーシップ届出記載事項変更届
(別記第 9 号様式。以下「変更届」という。)
に、その事実を証する書類及び交付済みの受領
証明書等を添えて、区長に届け出なければなら
ない。

- (1) 宣誓者の双方又は一方の氏名に変更があつたとき。
- (2) 宣誓者の双方若しくは一方について通称名に変更があつた場合又は通称名を新たに使用するとき。
- (3) 宣誓者の双方又は一方が区内で転居したとき。
- (4) 既に宣誓したファミリーシップに新たな親族を加えるとき。
- (5) 宣誓者の一方が死亡した場合であっても、ファミリーシップを継続するとき。
- (6) ファミリーシップの宣誓をした親族の氏名に変更があつたとき。
- (7) ファミリーシップの宣誓をした親族について通称名に変更があつたとき又は通称名を新たに使用するとき。

2 前項各号に掲げるもののほか、ファミリーシップの宣誓をした親族(満 15 歳以上である者に限る。以下この項において同じ。)がファミリーシップにあることを解消するときは、宣誓者の双方若しくは一方又は受領証明書等に記載の当該親族は、区長に変更届を提出しなければならない。

3 区長は、前 2 項の規定による変更届の提出を受けたときは、当該変更届の提出を行った者の本人確認を行った上で、変更届の内容を反映した受領証明書等を交付するものとする。

(受領証明書等の失効等)

第 10 条 宣誓者の双方又は一方は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ受領証明書等返還届(別記第 10 号様式。以下「返還届」という。)に交付済みの受領証明書等を添えて、区長に届け出なければならない。この場合において、交付済みの受領証明書等は、当該各号に該当することとなったときにおいてその効力を失う。

- (1) 宣誓者の双方又は一方が区の区域外に転出したとき。ただし、宣誓者の一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方の転出理由がやむを得ない事情であると区長が認める場合を除く。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき(前条第 1 項

第 5 号に掲げる場合を除く。))。

- (3) 宣誓者の双方又は一方がパートナーシップを解消したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、第 4 条第 1 項各号に掲げる要件を満たさなくなったと区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定による返還届の提出があつたときは、当該受領証明書等交付者に対し、本人確認を行うものとする。

(受領証明書等の交付の取消し)

第 11 条 区長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣誓者に係る受領証明書等の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により受領証明書等の交付又は再交付を受けたとき。
- (2) 受領証明書等を改ざんしたとき。
- (3) 第 9 条第 1 項各号又は第 2 項に該当するにもかかわらず、必要な変更届を相当の期間内に提出しなかったとき。
- (4) 区内に転入予定の受領証明書等の交付を受けた者が届出の日から 3 月を経過しても区内に転入しなかったとき。

2 区長は、前項の規定により受領証明書等の交付を取り消したときは、当該宣誓者に対し、その旨を通知するものとする。

(受領証明書等の返還請求等)

第 12 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証明書等交付者に対し、受領証明書等の返還を請求するものとする。

- (1) 第 8 条第 3 項に掲げる場合であつて、受領証明書等が返還されないとき。
- (2) 第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合であつて、返還届を提出しないとき。ただし、正当な理由があると区長が認める場合を除く。
- (3) 前条第 1 項(第 4 号の規定を除く。)の規定により受領証明書等の交付を取り消したとき。

2 区長は、前項第 2 号又は第 3 号に規定する場合は、当該受領証明書等に記載した交付番号を公表することができる。

(宣誓書等の保存期間)

第 13 条 宣誓書その他の関係書類の保存期間は、30 年とする。

(制度の運用等)

第 14 条 区長は、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の適正な運用及び普及促進のために運用委員会を設置し、毎年 1 回、

当該制度の利用状況等の調査及び検証を行うものとする。

（委任）

第15条 この規則の施行に関し必要な事項は、
区長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行のために必要な準備行為は、
この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記第 1 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

江東区長 殿

江東区パートナーシップ宣誓書

私たちは、江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例第 9 条の 2 に基づく江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、以下のとおりパートナーシップを宣誓します。

フリガナ
(氏名)フリガナ
(氏名)フリガナ
(通称)フリガナ
(通称)

(生年月日) 年 月 日

(生年月日) 年 月 日

〒

〒

(住所)

(住所)

〒

〒

(転入後
の住所)(転入後
の住所)

パートナーシップの宣誓に当たっての確認

私たちは、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する規則に基づき、次の表の確認事項欄に記載の内容が事実と相違ないことを確認しました。

		記入日 年 月 日	
①氏 名 _____		②氏 名 _____	
確認事項	確認欄 (該当する□に「レ」を付けてください。)		
	①	②	
〈パートナーの確認〉 互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2人であること。	☐	☐	
〈年齢の確認〉 双方が宣誓当日において、成年に達していること。	☐	☐	
〈婚姻の確認〉 双方が婚姻をしていないこと。ただし、双方が国外において同性同士で婚姻している場合を除く。	☐	☐	
〈他の者との関係の確認〉 双方が当該届出に係る相手方以外とパートナーシップにないこと。	☐	☐	
〈双方の関係の確認〉 双方の関係が、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組による場合を除く。	☐	☐	
〈住所の確認〉 次のいずれかに該当すること。 ア 双方が区内に住所を有すること。 イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から3月以内に区内への転入を予定していること。 ウ 双方が届出の日から3月以内に区内への転入を予定していること。	☐ アに該当する ☐ イに該当する ☐ ウに該当する (イ・ウに該当する場合は転入予定日) 年 月 日	☐ アに該当する ☐ イに該当する ☐ ウに該当する (イ・ウに該当する場合は転入予定日) 年 月 日	
〈過去の取消しの確認〉 過去に第11条の規定による取消しを受けたことがないこと。	☐	☐	
〈利用状況等の確認〉 より良い制度運営及び制度の信頼性向上のため、年に1度利用状況等の現況確認調査を実施すること。また、2年続けて返信等による確認ができない場合は、要件を満たさなくなったものとします。	確認しました。 ☐	確認しました。 ☐	
【電話番号及びメールアドレスの利用について】 今後、行政情報の提供、アンケートの依頼等を郵送以外の方法により行うときに、電話番号又はメールアドレスを使用させていただく場合があります。電話及びメールアドレスの利用に同意いただける場合は、以下に記載をお願いいたします。			
① 電話番号 _____		Mail _____	
② 電話番号 _____		Mail _____	

別記第 2 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

江東区長 殿

江東区ファミリーシップ宣誓書

私たちは、江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例第 9 条の 2 に基づく江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する規則第 5 条第 1 項の規定により、以下のとおりファミリーシップを宣誓します。

パートナーシップにある者

フリガナ (氏名)	フリガナ (氏名)
フリガナ (通称)	フリガナ (通称)
(生年月日) 年 月 日	(生年月日) 年 月 日
〒	〒
(住所)	(住所)
〒	〒
(転入後 の住所)	(転入後 の住所)

ファミリーシップにある者 (子又は親)

フリガナ (氏名)	フリガナ (氏名)
フリガナ (通称)	フリガナ (通称)
(生年月日) 年 月 日	(生年月日) 年 月 日
フリガナ (氏名)	フリガナ (氏名)
フリガナ (通称)	フリガナ (通称)
(生年月日) 年 月 日	(生年月日) 年 月 日

ファミリーシップの宣誓に当たっての確認

私たちは、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する規則に基づき、次の表の確認事項欄に記載の内容が事実と相違ないことを確認しました。

記入日 年 月 日

①氏 名 _____

②氏 名 _____

確認事項	確認欄 (該当する□に「レ」を付けてください。)	
	①	②
(パートナーの確認) 互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2人であること。	☐	☐
(年齢の確認) 双方が宣誓当日において、成年に達していること。	☐	☐
(婚姻の確認) 双方が婚姻をしていないこと。ただし、双方が国外において同性同士で婚姻している場合を除く。	☐	☐
(他の者との関係の確認) 双方が、パートナーの相手方以外とパートナーシップにないこと。	☐	☐
(双方の関係の確認) 双方の関係が、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップに基づく養子縁組による場合を除く。	☐	☐
(住所の確認) 次のいずれかに該当すること。 ア 双方が区内に住所を有すること。 イ 一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が届出の日から3月以内に区内への転入を予定していること。 ウ 双方が届出の日から3月以内に区内への転入を予定していること。	☐ アに該当する ☐ イに該当する ☐ ウに該当する (イ・ウに該当する場合は転入予定日) 年 月 日	☐ アに該当する ☐ イに該当する ☐ ウに該当する (イ・ウに該当する場合は転入予定日) 年 月 日
(過去の取消しの確認) 過去に第11条の規定による取消しを受けたことがないこと。	☐	☐
(パートナーシップにある者との関係の確認) ファミリーシップの届出の対象となる者は、親族であること。	☐	☐
(利用状況等の確認) より良い制度運営及び制度の信頼性向上のため、年に1度利用状況等の現況確認調査を実施すること。また、2年続けて返信等による確認ができない場合は、要件を満たさなくなったものとします。	確認しました。 ☐	確認しました。 ☐
【電話番号及びメールアドレスの利用について】 今後、行政情報の提供、アンケートの依頼等を郵送以外の方法により行うときに、電話番号又はメールアドレス使用させていただく場合があります。電話及びメールアドレスの利用に同意いただける場合は、以下に記載をお願いいたします。		
① 電話番号 _____ Mail _____		
② 電話番号 _____ Mail _____		

別記第 3 号様式 (第 5 条関係)

江東区ファミリーシップ宣誓書に関する同意書

以下の者がファミリーシップ宣誓を行うに当たり、子又は親として江東区ファミリーシップ宣誓書受領証明書及び江東区ファミリーシップ宣誓書受領証明カードに私の氏名を記載することに同意します。

パートナーシップにある者

フリガナ
(氏名)フリガナ
(氏名)

ファミリーシップにある者 (子又は親)

フリガナ
(氏名)フリガナ
(氏名)フリガナ
(通称)フリガナ
(通称)

(生年月日) 年 月 日

(生年月日) 年 月 日

(宣誓者との関係) 子 ・ 親

(宣誓者との関係) 子 ・ 親

フリガナ
(氏名)フリガナ
(氏名)フリガナ
(通称)フリガナ
(通称)

(生年月日) 年 月 日

(生年月日) 年 月 日

(宣誓者との関係) 子 ・ 親

(宣誓者との関係) 子 ・ 親

別記第4号様式（第6条関係）

江東区パートナーシップ宣誓書受領証明書

江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例第9条の2の規定に基づき、
以下のとおり江東区パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。

パートナーシップにある宣誓者

(氏名又は通称)

(氏名又は通称)

様

様

(生年月日)

年 月 日

(生年月日)

年 月 日

年 月 日

江東区長

印

受領証明書の提示を受けた皆様へ

江東区では、性別等にかかわらず性の多様性が尊重され、価値観、生き方等の様々な違いを理解し合い、安心して暮らせる江東区を実現することを目指しております。

この受領証明書は、法律上の効果が生じるものではありませんが、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した 2 人であることを江東区に届け出たことを証するものです。

受領証明書の提示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。また、受領証明書をお持ちの方が本制度を利用していること等について、ご本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

受領証明書の交付を受けた皆様へ

- 1 この受領証は、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の趣旨に沿って使用してください。
- 2 江東区パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更があった場合は、その事実を証する書類、受領証明書等を添えて、速やかに江東区パートナーシップ・ファミリーシップ届出記載事項変更届を区長に提出してください。
- 3 次のいずれかに該当することになった場合は、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ受領証明書等返還届に受領証明書等を添えて、提出してください。
 - ・パートナーシップにあるお 2 人の双方又はいずれか一方が区の区域外に転出したとき（区長が認める場合を除く。）。
 - ・パートナーシップにあるお 2 人のいずれか一方が死亡したとき。
 - ・パートナーシップにあるお 2 人の双方又はいずれか一方がパートナーシップを解消したとき。
 - ・その他規則に規定する要件を満たさなくなったとき。

別記第 5 号様式 (第 6 条関係)

江東区ファミリーシップ宣誓書受領証明書

江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例第 9 条の 2 の規定に基づき、
以下のとおり江東区ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

パートナーシップにある宣誓者

(氏名又は通称)

(氏名又は通称)

様

様

(生年月日) 年 月 日

(生年月日) 年 月 日

ファミリーシップにある宣誓者 (子又は親)

(氏名又は通称)

(氏名又は通称)

様

様

(生年月日) 年 月 日

(生年月日) 年 月 日

(氏名又は通称)

(氏名又は通称)

様

様

(生年月日) 年 月 日

(生年月日) 年 月 日

年 月 日

江東区長

印

受領証明書の提示を受けた皆様へ

江東区では、性別等にかかわらず性の多様性が尊重され、価値観、生き方等の様々な違いを理解し合い、安心して暮らせる江東区を実現することを目指しております。

この受領証明書は、法律上の効果が生じるものではありませんが、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した 2 人であること及びファミリーシップにある家族であることを江東区に届け出たことを証するものです。

受領証明書の提示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。また、受領証明書をお持ちの方が本制度を利用していること等について、ご本人の同意なく口外しないようお願いいたします。

受領証明書の交付を受けた皆様へ

- 1 この受領証は、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の趣旨に沿って使用してください。
- 2 江東区ファミリーシップ宣誓書の記載事項に変更があった場合は、その事実を証する書類、受領証明書等を添えて、速やかに江東区パートナーシップ・ファミリーシップ届出記載事項変更届を区長に提出してください。
- 3 次のいずれかに該当することになった場合は、江東区パートナーシップ・ファミリーシップ受領証明書等返還届に受領証明書等を添えて、提出してください。
 - ・パートナーシップにあるお 2 人の双方又はいずれか一方が区の区域外に転出したとき（区長が認める場合を除く。）。
 - ・パートナーシップにあるお 2 人のいずれか一方が死亡したとき。（ファミリーシップを継続する場合は変更届の提出が必要です。）
 - ・パートナーシップにあるお 2 人の双方又はいずれか一方がパートナーシップを解消したとき。
 - ・その他規則に規定する要件を満たさなくなったとき。

別記第6号様式(第6条関係)

(表)

交付番号第 号	
江東区パートナーシップ宣誓書受領証明カード	
江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例第9条 の2の規定に基づき、以下のとおり江東区パートナーシップ 宣誓書を受領したことを証します。	
パートナーシップにある宣誓者	パートナーシップにある宣誓者
様 年 月 日生	様 年 月 日生
年 月 日	江東区長

(裏)

このカードは、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2人であることを江東区に届け出たことを証するものです。 このカードに法的な効力はありませんが、このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。 (注意事項) ●このカードの記載事項を訂正した場合は、無効となります。 ●江東区パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更があった場合又は返還事由に該当する場合は、速やかに必要書類を添えて、届け出てください。 【発行所管課】江東区 部 課 電話
--

別記第 7 号様式 (第 6 条関係)

(表)

交付番号第	号
江東区ファミリーシップ宣誓書受領証明カード	
江東区男女共同参画及び多様性の尊重を推進する条例第 9 の 2 条の規定に基づき、以下のとおり江東区パートナーシッ プ宣誓書を受領したことを証します。	
パートナーシップにある宣誓者	パートナーシップにある宣誓者
様 _____ 年 月 日生	様 _____ 年 月 日生
年 月 日	江東区長

(裏)

ファミリーシップにある宣誓者 (子又は親)	ファミリーシップにある宣誓者 (子又は親)
様 _____	様 _____
ファミリーシップにある宣誓者 (子又は親)	ファミリーシップにある宣誓者 (子又は親)
様 _____	様 _____
このカードは、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活に おいて継続的に協力し合うことを約した 2 人であること及びファミリーシップにある家 族であることを江東区に届け出たことを証するものです。	
このカードに法的な効力はありませんが、このカードの提示を受けた方は、本制度の趣 旨を御理解くださいますようお願いいたします。	
(注意事項) ●このカードの記載事項を訂正した場合は、無効となります。 ●江東区パートナーシップ宣誓書の記載事項に変更があった場合又は返還事由に該当す る場合は、速やかに必要書類を添えて、届け出てください。	
【発行所管課】江東区 部 課 電話	

別記第8号様式(第8条関係)

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ受領証明書等再交付申請書

江東区長 殿

年 月 日

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する規則第8条の規定により、以下のとおり江東区(パートナーシップ・ファミリーシップ)宣誓書受領証明書等の再交付を申請します。

なお、現時点において、宣誓の内容に変更はありません。

(1) 申請者(パートナーシップにある宣誓者)

フリガナ (氏名)	フリガナ (氏名)
フリガナ (通称)	フリガナ (通称)
(生年月日) 年 月 日	(生年月日) 年 月 日
〒	〒
(住所)	(住所)

(2) 再交付申請事由 ※該当する事項に「レ」を記入してください。

- ☐ 亡失し、又は滅失したため
- ☐ 汚損し、又は破損したため
- ☐ その他、再交付を申請する事由が生じたため
- (事由:)

(3) 再交付書類

- ☐ 江東区(パートナーシップ・ファミリーシップ)宣誓書受領証明書
- ☐ 江東区(パートナーシップ・ファミリーシップ)宣誓書受領証明カード

◆添付書類(以下の書類を添付の上、ご提出ください。)

- ☐ 本人確認書類
- ☐ 江東区(パートナーシップ・ファミリーシップ)宣誓書受領証明書
(亡失又は滅失の場合を除く。)
- ☐ 江東区(パートナーシップ・ファミリーシップ)宣誓書受領証明カード
(亡失又は滅失の場合を除く。)

別記第 9 号様式 (第 9 条関係)

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ届出記載事項変更届

江東区長 殿

年 月 日

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する規則第 9 条の規定により、以下のとおり江東区 (パートナーシップ・ファミリーシップ) 宣誓事項について、変更を届け出ます。

(1) 届出者 (パートナーシップにある者又は親族)

※ファミリーシップにある満 15 歳以上の親族 (パートナーシップにある者の子又は親) がファミリーシップにあることを解消するとき、親族が届け出ることができます。

フリガナ (氏名)	フリガナ (氏名)
フリガナ (通称)	フリガナ (通称)
(生年月日) 年 月 日	(生年月日) 年 月 日
〒	〒
(住所)	(住所)

(2) 変更事項

☐ 氏名変更	フリガナ (変更前の氏名) フリガナ (変更後の氏名)
☐ 通称変更	フリガナ (変更前の氏名) フリガナ (変更後の氏名)
☐ 住所変更	(変更前) (変更後)
☐ 親族の記載 (子又は親)	(記載する者の フリガナ 氏名)
☐ パートナーの死亡	(氏名)
☐ 親族の削除 (子又は親) ※	(削除する者の氏名)

◆ 添付書類 (以下の書類を添付の上、ご提出ください。)

- ☐ 本人確認書類
- ☐ 江東区 (パートナーシップ・ファミリーシップ) 宣誓書受領証明書
(亡失又は滅失の場合を除く。)
- ☐ 江東区 (パートナーシップ・ファミリーシップ) 宣誓書受領証明カード
(亡失又は滅失の場合を除く。)
- ☐ 変更内容が確認できる書類

別記第10号様式(第10条関係)

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ受領証明書等返還届

江東区長 殿

年 月 日

江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する規則第10条の規定により、以下のとおり江東区(パートナーシップ・ファミリーシップ)宣誓書受領証明書及び受領証明カードを返還します。

(1) 届出をする者(パートナーシップにある宣誓者)

フリガナ (氏名)	フリガナ (氏名)
フリガナ (通称)	フリガナ (通称)
(生年月日) 年 月 日	(生年月日) 年 月 日
〒	〒
(住所)	(住所)

(2) 返還事由 ※該当する事項に「レ」を記入してください。

- ☐ 区外に転出するため
- ☐ 宣誓者の一方が死亡したため
- ☐ パートナーシップを解消したため
- ☐ 江東区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関する規則第4条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったため

◆添付書類(以下の書類を添付の上、ご提出ください。)

- ☐ 本人確認書類
- ☐ 江東区(パートナーシップ・ファミリーシップ)宣誓書受領証明書
(亡失又は滅失の場合を除く。)
- ☐ 江東区(パートナーシップ・ファミリーシップ)宣誓書受領証明カード
(亡失又は滅失の場合を除く。)

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 4 号

江東区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

江東区介護保険条例施行規則（平成 1 2 年 3 月江東区規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 7 号様式及び別記第 2 8 号の 2 様式中「8 0 万円」を「8 0 万 9, 0 0 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区介護保険条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 5 5 号

江東区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

江東区建築基準法施行細則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 2 号を次のように改める。

(2) 第 8 条第 2 項に規定する建築物に設ける防火設備のうち次に掲げるもの

ア 随時閉鎖又は作動できるもの（防火ダンパーを除く。）

イ 常時閉鎖又は作動した状態にあるもの（各階の主要なものに限る。）

第 1 1 条第 3 項の表 1 の項中「1 0 月 3 1 日」を「翌年の 1 月 3 1 日」に改め、同表 2 の項中「1 1 月 3 0 日まで。ただし、床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートルを超えるもので 3 階以上の階にあるものについては、毎年 4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日」を「翌年の 1 月 3 1 日」に改め、同表 3 の項中「翌年」を「翌年の」に改め、「。ただし、床面積の合計が 3, 0 0 0 平方メートルを超えるもので 3 階以上の階にあるものについては、毎年 4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで」を削り、同表 4

の項中「1 1 月 3 0 日」を「翌年の 1 月 3 1 日」に改め、同表 5 の項中「翌年」を「翌年の」に改め、同表 6 の項中「9 月 3 0 日」を「翌年の 1 月 3 1 日」に改め、同表 7 の項中「第 1 0 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に、「1 1 月 3 0 日」を「翌年の 1 月 3 1 日」に改め、同表 8 の項中「第 1 0 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に、「翌年」を「翌年の」に改め、同表 9 の項中「第 1 0 条第 2 項」を「第 8 条第 2 項」に、「1 0 月 3 1 日」を「翌年の 1 月 3 1 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

告

示

◎江東区告示第285号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和7年6月19日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第293号

江東区情報公開条例（平成13年3月江東区条例第3号）第39条の規定により令和6年度における公文書の開示等の実施状況について、江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則（令和5年3月江東区規則第3号）第29条及び江東区議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年3月江東区条例第25号）第51条の規定により同年度における個人情報保護制度の運用状況について、別紙のとおり公表します。

令和7年6月30日

江東区長 大久保 朋 果

江東区情報公開条例第39条に基づく実施状況の公表

令和7年3月31日 現在
(単位:件)

1 総括状況

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	部分開示	不開示A	不開示B	計	
公文書開示請求		302	176	105	8	4	293	9
(前年度件数)		(342)	(190)	(127)	(12)	(7)	(336)	(6)
情報提供申出		3,392	3,392	—	—	—	3,392	—
(前年度件数)		(3,480)	(3,480)	—	—	—	(3,480)	—
合 計		3,694	3,568	105	8	4	3,685	9
(前年度件数)		(3,822)	(3,670)	(127)	(12)	(7)	(3,816)	(6)

(注1) 不開示Aは、文書不存在による全部不開示の件数。

不開示Bは、対象文書を保有していないこと(文書不存在)以外の事由による全部不開示及び存否応答拒否の件数。

(注2) 決定に対する審査請求 0 件

2 実施機関別内訳

(単位:件)

処理状況 区分		公文書開示請求						情報提供 申出
		請求件数	開示可否の決定件数				取下げ	
			開示	部分開示	不開示A	不開示B		
区長	242	147	80	6	3	6	3,390	
政策経営部	3	0	2	1	0	0	4	
総務部	42	19	17	1	2	3	0	
地域振興部	10	0	10	0	0	0	165	
区民部	26	12	12	0	1	1	0	
福祉部	9	4	5	0	0	0	4	
障害福祉部	2	1	0	1	0	0	0	
生活支援部	3	1	2	0	0	0	1	
健康部	23	19	4	0	0	0	572	
こども未来部	2	0	2	0	0	0	5	
環境清掃部	12	3	7	2	0	0	11	
都市整備部	14	3	10	1	0	0	2,549	
土木部	96	85	9	0	0	2	79	
会計管理室	0	0	0	0	0	0	0	
教育委員会	46	23	17	2	1	3	2	
選挙管理委員会	6	3	3	0	0	0	0	
監査委員	2	2	0	0	0	0	0	
区議会	6	1	5	0	0	0	0	
合 計	302	176	105	8	4	9	3,392	

3 不開示等理由の内訳

(単位:件)

不開示・部分開示理由	根拠規定	該当件数
個人情報	7条1号	62
匿名加工情報	7条2号	0
法人等情報	7条3号	29
社会的支障情報	7条4号	12
審議等情報	7条5号	2
行政運営情報	7条6号	23
存否応答拒否	10条	1
文書不存在	11条2項	28
他制度による調整	18条	0
適用除外	附則3項	0

※ 該当件数の重複あり。

4 開示請求者の内訳

(単位:件)

請求者区分		件 数
区 内	個 人	84
	団 体	100
区 外	個 人	55
	団 体	63

江東区個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則第29条及び江東区議会の個人情報の保護に関する条例第51条に基づく運用状況の公表

令和7年3月31日 現在

1 総括状況

(単位:件)

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	部分開示	不開示A	不開示B	計	
開 示 請 求		210	147	47	16	0	210	0
(前年度件数)		(180)	(116)	(39)	(24)	(1)	(180)	(0)

(注1) 不開示Aは、文書不存在による全部不開示の件数。

不開示Bは、対象文書を保有していないこと(文書不存在)以外の事由による全部不開示及び存否応答拒否の件数。

(注2) 訂正請求 0 件 (一部訂正 0 件 ・ 不訂正 0 件 ・ 取下げ 0 件)

利用停止請求 2 件 (利用停止 2 件 ・ 利用不停止 0 件 ・ 取下げ 0 件)

(注3) 決定に対する審査請求 1 件

2 実施機関別内訳

(単位:件)

区分	処理状況	請求件数	開示可否の決定件数					取下げ
			開示	部分開示	不開示A	不開示B	計	
区長		207	147	44	16	0	207	0
政策経営部		0	0	0	0	0	0	0
総務部		0	0	0	0	0	0	0
地域振興部		0	0	0	0	0	0	0
区民部		36	13	7	16	0	36	0
福祉部		78	74	4	0	0	78	0
障害福祉部		10	9	1	0	0	10	0
生活支援部		59	42	17	0	0	59	0
健康部		14	8	6	0	0	14	0
こども未来部		9	0	9	0	0	9	0
環境清掃部		0	0	0	0	0	0	0
都市整備部		1	1	0	0	0	1	0
土木部		0	0	0	0	0	0	0
会計管理室		0	0	0	0	0	0	0
教育委員会		3	0	3	0	0	3	0
選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0	0	0
区議会		0	0	0	0	0	0	0
合 計		210	147	47	16	0	210	0

3 個人情報の運用状況

(単位:件)

実施機関名	個人情報ファイル数	外部委託	目的外利用	外部提供
区長	307	1,624	195	6,221
政策経営部	3	118	2	0
総務部	8	66	2	0
地域振興部	32	29	78	40
区民部	42	29	37	5,641
福祉部	31	1,087	18	20
障害福祉部	12	63	23	9
生活支援部	55	68	24	329
健康部	65	95	7	146
こども未来部	32	18	0	15
環境清掃部	7	11	1	1
都市整備部	9	28	3	2
土木部	5	12	0	18
会計管理室	6	0	0	0
教育委員会	32	72	0	86
選挙管理委員会	4	3	0	2
監査委員	0	1	0	1
区議会	0	4	0	0
合 計	343	1,704	195	6,310

◎江東区告示第 301 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり取消しをした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 7 年 7 月 2 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 取消しに係る道路の種類
法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 取消しの年月日
令和 7 年 7 月 2 日
- 3 取消しに係る道路の位置
江東区南砂五丁目 885 番 1 の一部
- 4 取消しに係る道路の延長及び幅員
幅員 4.00m 延長 15.00m

◎江東区告示第 302 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号）第 15 条第 2 項及び第 23 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 15 条第 3 項及び第 23 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 7 年 7 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第 9 号

下記により、令和 7 年第 6 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 7 年 6 月 27 日

江東区教育委員会
教育長 本多 健一朗
記

- 1 日時 令和 7 年 7 月 2 日（水）
午前 10 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題

日程第 1	議案第 29 号	江東区立深川小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取
日程第 2	議案第 30 号	江東区立深川小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取
日程第 3	議案第 31 号	江東区立深川小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取
- 4 報告事項
 - (1) 学童集団疎開資料室のリニューアルについて ほか

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 2 号

東京都議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和 5 6 年条例第 6 6 号）第 1 条第 1 項の規定により、令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員選挙（江東区選挙区）におけるポスター掲示場を、別紙のとおり設置する。

令和 7 年 6 月 6 日

江東区選挙管理委員会

令和 7 年 6 月 2 2 日執行
東京都議会議員選挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

江 東 区 選 挙 管 理 委 員 会

設置総数 438 箇所

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
1-1	新大橋1-5-3	新大橋永谷マンション・新一公園北側
1-2	新大橋3-8-7	森下駅第2自転車駐車場東側
1-3	新大橋3-1-15	区立八名川小学校北側
1-4	新大橋3-1-15	区立八名川小学校西側
1-5	森下1-3-17	深川神明宮北側
1-6	新大橋3-1-15	区立八名川小学校東側
1-7	森下1-3-17	深川神明宮西側石櫓
1-8	常盤2-12-1	区立常盤二丁目児童遊園
2-1	森下3-5-16	区立森下三丁目第一児童遊園
2-2	森下2-5-16	区立森下公園北側
2-3	森下2-5-16	区立森下公園南側
2-4	森下4-16-2	区立森下四丁目児童遊園
2-5	森下3-13-9	区立高森公園
2-6	森下4-9-22	区立深川第一中学校東側
2-7	森下4-9-22	区立深川第一中学校西側
2-8	森下3-13-13	コープ森下東側
3-1	白河1-5-15	区立白河一丁目公園東側
3-2	清澄2-11-5	区立清澄二丁目公園北側
3-3	白河1-3-26	深川江戸資料館東側植込
3-4	清澄2-2	都立清澄公園北側植込み
3-5	清澄3-3	都立清澄庭園東側入口横堀
3-6	三好1-4-14	松林院コンクリート塀
3-7	清澄2-2	都立清澄公園南側植込み
3-8	清澄3-3	都立清澄庭園児童公園部分南側
4-1	森下5-1-7	都立墨田工業高等学校北側
4-2	森下5-6-1	区立森下五丁目児童遊園西側
4-3	白河3-18-17	区立白河三丁目水辺公園
4-4	白河4-9-17	区立元加賀幼稚園南側
4-5	白河4-3-19	区立元加賀小学校東側鉄柵
4-6	白河4-3-27	区立元加賀公園南東側
4-7	白河4-3-27	区立元加賀公園南側
4-8	三好4-1-1	東京都現代美術館北東側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
5 - 1	平野4-6	都立木場公園「東京都現代美術館前」バス停前
5 - 2	平野2-8-5	銭高組平野住宅「フォンテース平野」前
5 - 3	平野3-6-13	区立深川第六中学校東側
5 - 4	平野2-4-25	浄心寺南側
5 - 5	平野3-3-9	木場公園平野三丁目ハイツ北側
5 - 6	平野2-2-42	東浴信用組合平野倉庫西側
5 - 7	平野3-3先	区立福富川公園広場
5 - 8	平野4-6-1	都立木場公園西側「木場公園」バス停前
6 - 1	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側東寄り
6 - 2	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側西寄り
6 - 3	毛利1-14-1	区立深川第七中学校西側
6 - 4	毛利2-2-2	区立毛利小学校体育館通用門横
6 - 5	毛利1-14-1	区立深川第七中学校東側
6 - 6	毛利2-13	都立猿江恩賜公園(毛利2丁目)南側
6 - 7	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側ティアラ江東寄り
6 - 8	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側住吉駅寄り
7 - 1	住吉1-19-20	区立住利公園南側
7 - 2	住吉1-12-2	区立東川小学校北側
7 - 3	住吉1-12-2	区立東川小学校西側
7 - 4	住吉1-8-13	区立住吉一丁目公園
7 - 5	猿江1-11-5	区立猿江一丁目公園北側
7 - 6	猿江2-16-18	都立墨東特別支援学校
7 - 7	猿江2-3-10	区立猿江二丁目公園北側
7 - 8	猿江1-5-3	エステート猿江北側鉄柵
8 - 1	扇橋1-20-1	区営扇橋一丁目アパート1号棟東側
8 - 2	扇橋1-20-9	区立扇橋一丁目児童遊園西側
8 - 3	石島18-5	区立扇橋小学校西側
8 - 4	石島18-23	区立扇橋公園南側
8 - 5	千石1-12-12	区立深川第四中学校東側
8 - 6	千石1-7-8	区立千石児童遊園
8 - 7	千石1-5-28	区立千石運動公園東側
8 - 8	千石1-5-7	東京都タクシーメーター深川検査場西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
9-1	扇橋3-20-11	区立扇橋三丁目公園南側
9-2	扇橋3-7-16	区立三島橋公園北側
9-3	千田16-5	区立江東公園西側
9-4	海辺1-3	区立川南海辺公園西側
9-5	千石2-9-12	区立川南小学校北側
9-6	千石2-7-4	区立千石公園西側
9-7	千石2-9-22	区立川南公園南側
9-8	千石3-2-11	都立大江戸高等学校南側
10-1	佐賀2-8-26	区立中の堀公園
10-2	深川1-11-18	区立亀堀公園北側
10-3	深川1-6-15	区立深川一丁目保育園東側
10-4	深川1-6-38	区立亀堀公園南側
10-5	佐賀1-15-5	区立佐賀町公園
10-6	深川2-17-26	区立明治小学校南側
10-7	冬木22-10	区立深川第二中学校西側
10-8	深川1-3-10	区立深川一丁目児童遊園
10-9	冬木22-10	区立深川第二中学校プール南側
11-1	永代1-7-8	区立永代公園
11-2	門前仲町1-20-1	区立油堀川公園
11-3	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校北側
11-4	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校東側
11-5	門前仲町1-1-1	区立臨海公園西側
11-6	門前仲町1-1-1	区立臨海公園南側
11-7	越中島1-3-4	区立越中島一丁目児童遊園
11-8	越中島1-3-23	越中島プール南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
12 - 1	富岡1-17-9	区立深川公園庭球場側
12 - 2	富岡1-18-7	区立数矢小学校裏門横
12 - 3	富岡1-14-10	区立深川公園南側
12 - 4	富岡1-16-10	区立深川公園富岡八幡宮側
12 - 5	富岡1-20	区立八幡堀遊歩道南側
12 - 6	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園北側
12 - 7	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園東側
12 - 8	牡丹3-14-9	牡丹町住宅駐車場南側
13 - 1	古石場1-11-11	古石場福祉会館南側
13 - 2	越中島2-16-13	区立調練橋公園北側
13 - 3	越中島2-2	東京海洋大学プール正面塀
13 - 4	越中島3-7-1	区立深川第三中学校西側
13 - 5	古石場2-14-4	区立古石場二丁目児童遊園
13 - 6	越中島3-6-38	区立越中島小学校正門横
13 - 7	塩浜1-3-10	江東区塩浜保育園
13 - 8	塩浜1-4-4	区立浜園公園
13 - 9	塩浜1-5-1	都営塩浜一丁目アパート西側
14 - 1	木場4-1	都立木場公園西側
14 - 2	木場3-8	区立木場親水公園北側
14 - 3	木場3-6-9	区立木場三丁目公園
14 - 4	木場5-7	都立木場公園東側
14 - 5	木場5-7	都立木場公園南側
14 - 6	木場2-11-1	江東区道路事務所南側
14 - 7	木場1-2-2	区立平久小学校東側
14 - 8	木場6-4-18	区立平久公園
14 - 9	古石場3-1-4	区立古石場三丁目公園

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
15-1	東陽5-13	区立横十間親水公園
15-2	東陽5-29-39	区立東陽五丁目公園東側
15-3	東陽5-32-19	都立深川高等学校東側
15-4	東陽5-32-9	都立深川高等学校西側
15-5	東陽3-23-20	東京都交通局東陽操車所東側
15-6	東陽3-27-27	区立東陽公園南側
15-7	東陽3-8-11	区立沢海橋第二児童遊園
15-8	東陽3-22-1	都営東陽三丁目アパート1号棟北側
16-1	東陽6-3	うるおいの木かげ道路横十間川沿い植込み
16-2	東陽6-1-13	区立豊住公園北側
16-3	東陽6-1-13	区立豊住公園東側緑地
16-4	東陽4-11-45	都立江東特別支援学校北側
16-5	東陽4-11	江東区役所北側駐車場前植込み
16-6	東陽4-11	江東区役所西側緑地
16-7	東陽4-11-3	江東区文化センター南側植込み
16-8	東陽4-3-12	都営東陽四丁目アパート12号棟北側
17-1	東陽1-29	区立洲崎川緑道公園大門通り西側植込み
17-2	東陽2-1-20	区立南陽小学校西側
17-3	東陽2-1-8	区立東陽中学校北側
17-4	東陽2-3-6	区立教育センター西側植込み
17-5	東陽2-1-8	区立東陽中学校西側
17-6	東陽2-3-6	東陽図書館南遊歩道
17-7	東陽1-39-8	区立東陽一丁目第二公園北側
17-8	東陽1-19	東陽一丁目子供の広場跡地北側
19-1	塩浜2-26-8	区立塩浜二丁目児童遊園東側
19-2	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(東寄)
19-3	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(西寄)
19-4	塩浜2-10-14	区立塩浜公園南側
19-5	塩浜2-27	東京地下鉄有明線 深川アルファ96東側
19-6	塩浜2-11-6	社会福祉事業団新幸荘南側
19-7	塩浜2-5-15	社会福祉事業団新塩崎荘北側入口横
19-8	塩浜2-6-3	区立塩崎保育園植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
20 - 1	枝川3-11	区立暁橋公園西側
20 - 2	枝川3-5-3	区立枝川小学校西側
20 - 3	枝川3-3-5	区立枝川三丁目公園西側
20 - 4	枝川1-8-5	区立朝風公園北側
20 - 5	枝川2-18	区立枝川橋第二児童遊園北側
20 - 6	枝川1-6-19	区立枝川一丁目公園東側
20 - 7	枝川1-5-1	都営枝川一丁目アパート南側
20 - 8	潮見1-29	都営潮見一丁目アパート遊園北側
20 - 9	潮見1-29	江東区清掃事務所西側鉄柵
21 - 1	豊洲1-3-15	区立豊洲一丁目公園
21 - 2	豊洲1-2-27	豊洲ハイライズ南側コンクリート壁
21 - 3	豊洲3-6-1	区立豊洲北小学校正門脇植込み
21 - 4	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園南側
21 - 5	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園子どもの広場西側
21 - 6	豊洲3-4-8	ホームセンタースーパービバホーム豊洲店南側
22 - 1	豊洲4-5-30先	区立豊洲四丁目公園北部西側
22 - 2	豊洲4-3	区立豊洲四丁目第二公園
22 - 3	豊洲4-5	区立豊洲四丁目公園南部西側
22 - 4	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲四丁目団地1号棟スロープ脇
22 - 5	豊洲4-4-4	区立豊洲小学校南門横植込み
22 - 6	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校北側
22 - 7	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲4丁目団地2号棟南西側
22 - 8	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校西側
23 - 1	東雲1-7	区立東雲緑道公園南部鉄柵
23 - 2	東雲1-8	都営東雲一丁目アパート4号棟児童遊園前
23 - 3	東雲2-4-17	区立東雲公園西側
23 - 4	東雲2-7-41	東京都交通局東雲庁舎植込み
23 - 5	東雲2-7-6	区立東雲二丁目公園
23 - 6	東雲2-4-11	区立東雲小学校北側
23 - 7	東雲2-4-11	区立東雲小学校西側
23 - 8	有明2-10	区立有明小・中学校北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
24 - 1	東雲1-9-46	グランチャ東雲南東側植込
24 - 2	東雲1-9	東雲キャナルコート21号棟北側
24 - 3	東雲1-9	ブリリアイスト東雲キャナルコート西側
24 - 4	東雲1-9	東雲キャナルコート19号棟南側
24 - 5	東雲1-9先	区立東雲水辺公園
24 - 6	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟北東側
24 - 7	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟東側
25 - 1	辰巳1-5-15	住宅供給公社辰巳しのめ住宅南側
25 - 2	辰巳1-3	都営辰巳一丁目アパート5号棟北側集会所前
25 - 3	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート46号棟南側
25 - 4	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート44号棟南側
25 - 5	辰巳1-3	都営辰巳一丁目アパート5号棟南側
25 - 6	辰巳1-1	辰巳橋東側鉄柵
25 - 7	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北側
25 - 8	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南東側
26 - 1	辰巳2-5-1	住宅供給公社辰巳あけぼの住宅入口横
26 - 2	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート48号棟北側
26 - 3	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート61号棟南側
26 - 4	辰巳1-10	都営辰巳一丁目アパート64号棟北側
26 - 5	辰巳2-1	七号地港湾住宅駐車場フェンス
26 - 6	辰巳1-10-57	区立辰巳中学校東側鉄柵
26 - 7	辰巳1-11-1	区立辰巳小学校西側
27 - 1	亀戸3-36-20	区立亀島小学校記念公園
27 - 2	亀戸3-51-10	新和自動車株北側
27 - 3	亀戸3-57-22	香取神社東側
27 - 4	亀戸4-26-22	区立香取小学校南側
27 - 5	亀戸4-27-6	区立香取公園東側
27 - 6	亀戸3-6	亀戸天神社東側駐車場
27 - 7	亀戸4-43-8	区立亀戸四丁目公園けやきひろば北側
27 - 8	亀戸4-51-1	区立第二亀戸中学校西側
27 - 9	亀戸4-35-12	宝蓮寺南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
28 - 1	亀戸2-6	UR都市機構亀戸二丁目団地4号棟北側
28 - 2	亀戸2-6-3	UR都市機構 亀戸二丁目団地3号棟東側
28 - 3	亀戸2-6	UR都市機構 亀戸二丁目団地1号棟東側
28 - 4	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校北側
28 - 5	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校西側
28 - 6	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所西側
28 - 7	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所南側
28 - 8	亀戸2-4-13	区立文泉公園南側
29 - 1	亀戸5-22-22	区立水神小学校西側
29 - 2	亀戸5-22-22	区立水神小学校東側
29 - 3	亀戸5-22-22	区立水神小学校南側
29 - 4	亀戸8-2	都立亀戸中央公園北側
29 - 5	亀戸8-2	都立亀戸中央公園スポーツセンター向側
29 - 6	亀戸8-2	都立亀戸中央公園西側
29 - 7	亀戸8-2	都立亀戸中央公園南西側
29 - 8	亀戸5-44-8	白石工業(株)北側
30 - 1	亀戸1-9-5	区立亀戸西公園東側
30 - 2	亀戸1-22	区立亀戸公園西側
30 - 3	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校北側
30 - 4	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校東側
30 - 5	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校南側
30 - 6	亀戸1-24-6	区立亀戸第三保育園南側
30 - 7	亀戸1-15-10	区立堅川第一公園北側
31 - 1	亀戸6-62-5	亀戸駅東口自転車駐車場
31 - 2	亀戸6-30-1先	区立亀戸緑道公園北詰
31 - 3	亀戸6-20-8先	区立亀戸緑道公園中詰
31 - 4	亀戸6-18	区立亀戸南公園東側
31 - 5	亀戸6-36-1	区立第二亀戸小学校東側
31 - 6	亀戸6-47	区立亀戸平岩公園北側
31 - 7	亀戸6-7-9先	区立亀戸緑道公園南詰
31 - 8	亀戸6-33-10	区立堅川河川敷公園

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
32-1	亀戸9-33	区立亀戸九丁目緑道公園
32-2	亀戸9-22-4	区立浅間堅川小学校北側
32-3	亀戸9-37-23	区立亀戸運動公園南側
32-4	亀戸9-33	住宅供給公社亀戸九丁目住宅駐車場入口
32-5	亀戸9-19	区立亀戸九丁目公園
32-6	亀戸7-15-5	区立亀戸七丁目北公園南側
32-7	亀戸9-21-13	篠野村工務店横
32-8	亀戸9-19-7	日商岩井亀戸マンション西側鉄柵
33-1	亀戸7-42	都営亀戸七丁目第三アパート7号棟北側
33-2	亀戸7-39-9	区立亀戸図書館前
33-3	亀戸7-8-13	区立亀戸東公園西側
33-4	亀戸7-57-12	都営亀戸七丁目アパート12号棟東側
33-5	亀戸7-56-3	都営亀戸七丁目アパート3号棟南側
33-6	亀戸7-65-12	中央学院大学中央高等学校東側
33-7	亀戸7-67-2	コーシャハイム亀戸七丁目西側
34-1	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園北寄り
34-2	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園南側
34-3	亀戸9-2-2	区立亀戸中学校正門横
34-4	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園北側
34-5	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園南側
34-6	亀戸9-13-1	東京城東病院東側植込み
34-7	亀戸9-13-1	東京城東病院南側植込み
35-1	大島2-27-19	区立大島防災公園南側
35-2	大島2-11-7	区立大島二丁目公園西側
35-3	大島2-41-4	区立第一大島小学校西側
35-4	大島2-1	都営地下鉄排気塔南側
35-5	大島2-41-4	区立第一大島小学校南側
35-6	大島1-34-8	区立大島一丁目公園北側
35-7	大島1-2-31	都立科学技術高等学校東側
35-8	大島1-2-31	都立科学技術高等学校西側
35-9	大島1-2-31	都立科学技術高等学校南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
36 - 1	大島3-22-1	都立城東高等学校北側
36 - 2	大島3-7先	区立大島緑道公園城東高校西側
36 - 3	大島3-26-1	大島三丁目団地1号棟南側
36 - 4	大島3-27-18	区立第二大島中学校北側
36 - 5	大島3-9先	区立大島緑道公園城東高校南西側
36 - 6	大島3-15-10付近	区立大島緑道公園内大島なかよし保育園前
36 - 7	大島3-14先	区立大島緑道公園城東郵便局西側
37 - 1	大島4-5-1	江東区総合区民センター北側植込
37 - 2	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地7号棟北側
37 - 3	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地2号棟北側
37 - 4	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地1号棟西側
37 - 5	大島4-18-5	区立大島南央小学校西側
37 - 6	大島4-18-5	区立大島南央小学校南側
37 - 7	大島4-1	住宅供給公社西大島住宅西側鉄柵
37 - 8	大島4-1-23	区立大島西中学校東側
38 - 1	大島5-15-13	都営大島五丁目第2アパート13号棟北側
38 - 2	大島5-14-11	都営大島五丁目第2アパート11号棟西側
38 - 3	大島5-38-1	区立大島幼稚園東側
38 - 4	大島5-38-1	区立大島幼稚園西側
38 - 5	大島5-52	区立小名木川小学校(仮校舎)東側
38 - 6	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟北側
38 - 7	大島5-27	区立大島五丁目公園南東側
38 - 8	大島5-27	区立大島五丁目公園南側
39 - 1	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟東側
39 - 2	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地7号棟西側
39 - 3	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟西側
39 - 4	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地5号棟東側
39 - 5	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地3号棟西側
39 - 6	大島6-7-8	区立第四大島小学校西側
39 - 7	大島6-7-8	区立第四大島小学校東側
39 - 8	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地2号棟南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
40-1	大島9-7-9	都営大島九丁目アパート9号棟南側
40-2	大島7-28-1	UR都市機構 大島七丁目団地東側
40-3	大島7-27-17	区立大島七丁目公園北側
40-4	大島9-5-3	区立第三大島小学校北側
40-5	大島7-16	区立こどもの広場北側
40-6	大島9-5-3	区立第三大島小学校南側
40-7	大島7-39-2	区立第三大島幼稚園東側
40-8	大島7-39-3	UR都市機構 東大島駅前ハイツ3号棟西側
41-1	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場北側
41-2	大島8-11-3	都営大島八丁目第2アパート3号棟北側
41-3	大島8-11-2	都営大島八丁目第2アパート2号棟西側
41-4	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場西側バス停前
41-5	大島8-11-5	都営大島八丁目第2アパート5号棟南側
41-6	大島8-40-13	区立第五大島小学校南側正門前
41-7	大島8-39-22	イトーピア東大島マンション東側鉄柵
41-8	大島8-12-22	区立大島中学校南側
42-1	北砂2-16先	区立北砂緑道公園西側
42-2	北砂1-3-25	区立北砂第二公園
42-3	北砂1-1	北一団地自治会集会所東側
42-4	北砂1-2-9	江東区スポーツ会館駐輪場前
42-5	北砂1-3-36	区立北砂小学校正門横
42-6	北砂1-1-4	区立北砂保育園東側コンクリート塀
42-7	北砂1-1-6	区立北砂一丁目公園南側
42-8	南砂1-5-30	ウィンザーハイム南砂北側
43-1	北砂2-9-14	区立北砂二丁目公園西側
43-2	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅東側
43-3	北砂4-13-23	区立砂町小学校西側
43-4	北砂2-1-37	志演尊空神社石垣
43-5	北砂4-13-23	区立砂町小学校正門横
43-6	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅南側
43-7	北砂4-20-24	区立砂町中央公園東側植込み
43-8	南砂5-6-1	区立境川公園西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
44 - 1	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂北側
44 - 2	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂南側植込み
44 - 3	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所北側
44 - 4	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所西側
44 - 5	北砂5-1-2	区立北砂公園西側植込み
44 - 6	北砂5-1-7	江東区砂町文化センター南側植込み
45 - 1	北砂5-20-16	区立亀高小学校東側鉄柵
45 - 2	北砂5-20-16	区立亀高小学校正門横
45 - 3	北砂5-20-17	区立第四砂町中学校南側
45 - 4	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地7号棟西側植込み
45 - 5	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地2号棟東側植込み
45 - 6	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟北側植込み
45 - 7	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地5号棟東側植込み
45 - 8	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟東側植込み
46 - 1	北砂6-16-12	丸八児童遊園東側
46 - 2	北砂6-19	区立仙台堀川公園緑道南東側
46 - 3	北砂6-16-28	区立砂町中学校南側
46 - 4	北砂6-26-6	区立第六砂町小学校裏門横
46 - 5	北砂6-26-8	亀高公園園内
46 - 6	北砂6-26-8	区立亀高公園東側
46 - 7	北砂6-27-24	森工業(株)垣根
47 - 1	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート22号棟東側
47 - 2	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート13号棟南側
47 - 3	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート集会所東側
47 - 4	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート16号棟南側
47 - 5	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート1号棟南側
47 - 6	東砂2-6-5	都営東砂二丁目第3アパート5号棟西側
47 - 7	東砂2-12-14	区立東砂小学校東側
47 - 8	東砂2-12-14	区立東砂小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
48-1	東砂1-2	区立東砂一丁目公園南西側
48-2	東砂1-2-1	都営東砂一丁目アパート1号棟西側
48-3	東砂3-16	区立東砂三丁目公園北側
48-4	東砂1-5-3	区立東砂第三保育園東側
48-5	東砂3-17-17	区立東砂三丁目第二公園南側
48-6	東砂3-19-5	区立東砂三丁目第2児童遊園北側
48-7	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門西側
48-8	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門東側
49-1	東砂4-20-20	区立城東公園北側駐輪場鉄柵
49-2	東砂4-20-20	区立城東公園西側植込み
49-3	東砂4-20-2	愛和病院南側鉄柵
49-4	北砂7-7-1	UR都市機構 北砂7丁目団地正面植込み
49-5	北砂7-2-30	区立北砂七丁目児童遊園南側植込み
49-6	東砂5-6-12	日本ウィリング(株)平和工場北側塀
49-7	東砂5-10	東砂五丁目ハイツ4号棟前公園
49-8	北砂7-9	区立仙台堀川公園入口植込み
50-1	南砂1-3-18	区立南砂一丁目第二公園東側
50-2	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校東側鉄柵
50-3	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校南側
50-4	南砂1-16-8	東江運輸(株)駐車場南側
50-5	南砂1-1-6	区立南砂一丁目公園
50-6	南砂1-1先	区立仙台堀川公園
50-7	南砂2-13-18	区立第四砂町小学校北側
50-8	南砂2-24	区立南砂二丁目公園西側
51-1	南砂5-24	南砂五丁目アパート東側児童遊園
51-2	南砂5-24	都営南砂五丁目アパート9号棟東側植込み
51-3	南砂5-19-13	区立金森公園北側
51-4	南砂5-19	区立仙台堀川公園内広場
51-5	南砂4-4	区立南砂四丁目公園南東側柵
51-6	南砂6-5-7	区立南砂六丁目公園南側鉄柵
51-7	南砂4-3-21	区立南砂四丁目西公園
51-8	南砂6-7-52	区立江東図書館前

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
52 - 1	東砂7-17-30	区立第二砂町小学校東側
52 - 2	東砂7-18	区立仙台堀川公園砂町区民農園横鉄柵
52 - 3	東砂7-15-3	区立砂町公園南側植込み
52 - 4	東砂7-19-24	都立東高等学校正門横植込み
52 - 5	東砂7-13-10	都営東砂七丁目アパート10号棟北側
52 - 6	東砂7-13-9	都営東砂七丁目アパート9号棟南側鉄柵
52 - 7	東砂7-19	区立仙台堀川公園南東側塀(柵)
53 - 1	南砂2-3-20	区立南砂中学校北側
53 - 2	南砂2-3-20	区立南砂中学校西側
53 - 3	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅テニスコート金網
53 - 4	南砂2-3-21	区立南砂小学校体育館東側
53 - 5	南砂2-3-13	区立旧南砂西小学校西側
53 - 6	南砂2-3-21	区立南砂小学校東側
53 - 7	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅7号棟南側植込み
53 - 8	南砂2-3-23	区立南砂二丁目南公園南側
53 - 9	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅1号棟南側植込み
54 - 1	南砂3-11	都営南砂三丁目アパート12号棟横集会所東側
54 - 2	南砂3-14	区立南砂三丁目公園内グラウンド東側植込み
54 - 3	南砂3-10-3	区立第三砂町中学校正門横
54 - 4	南砂3-14-21	区立南砂三丁目公園東側
54 - 5	南砂7-14-18	富賀岡八幡宮南側石垣
54 - 6	南砂3-2	都営南砂三丁目第三アパート西側鉄柵
54 - 7	新砂3-3-47	区立新砂のぞみ公園南側植込み
54 - 8	新砂3-3	都営新砂三丁目アパート駐車場植込み
55 - 1	東砂7-5-27	区立第五砂町幼稚園北側金網
55 - 2	東砂7-5-17	区立東砂七丁目児童遊園西側鉄柵
55 - 3	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校北側鉄柵
55 - 4	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校東側鉄柵
55 - 5	東砂8-24	区立東砂八丁目公園
55 - 6	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校南側鉄柵
55 - 7	東砂8-11-5	区立第五砂町小学校東側フェンス
55 - 8	新砂3-4-1	区立新砂めぐみ公園南側植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
56 - 1	有明1-7-13	区立有明西学園東側
56 - 2	有明1-4-11	ブリリアマーレ有明南側植込み
56 - 3	有明1-7-13	区立有明西学園西側
56 - 4	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター北側
56 - 5	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター東側
57 - 1	豊洲2-3	区立豊洲公園東側植込み
57 - 2	豊洲2-3	区立豊洲公園南側
57 - 3	豊洲5-3	都営豊洲五丁目アパート東側植込み
57 - 4	豊洲5-1-35	区立豊洲西小学校北東側
57 - 5	豊洲6-2-1	区立豊洲六丁目第二公園
57 - 6	豊洲6-2-35	区立豊洲六丁目公園

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 3 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 2 名を抹消した。

令和 7 年 6 月 1 2 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 4 0 万を超える数の 6 分の 1 の数と 4 0 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 7 年 6 月 1 2 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数
8, 6 5 1
- 2 選挙権を有する者の総数の 4 0 万を超える数の 6 分の 1 の数と 4 0 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
1 3 8, 7 5 8
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
7 2, 0 9 1

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 5 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、令和 7 年 6 月 2 2 日執行の東京都議会議員選挙における各投票区の投票所を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 1 3 日

江東区選挙管理委員会

投票所一覧

令和7年6月22日執行 東京都議会議員選挙

投票区	投票所名	所在地
江東区第1投票区	八名川小学校	新大橋三丁目1番15号
江東区第2投票区	森下文化センター	森下三丁目12番17号
江東区第3投票区	中村中学校・高等学校	清澄二丁目6番15号
江東区第4投票区	元加賀小学校	白河四丁目3番19号
江東区第5投票区	深川第六中学校	平野三丁目6番13号
江東区第6投票区	毛利小学校	毛利二丁目2番2号
江東区第7投票区	東川小学校	住吉一丁目12番2号
江東区第8投票区	扇橋小学校	石島18番5号
江東区第9投票区	都立大江戸高等学校	千石三丁目2番11号
江東区第10投票区	明治小学校	深川二丁目17番26号
江東区第11投票区	臨海小学校	門前仲町一丁目1番6号
江東区第12投票区	数矢小学校	富岡一丁目18番7号
江東区第13投票区	深川第三中学校	越中島三丁目7番1号
江東区第14投票区	平久小学校	木場一丁目2番2号
江東区第15投票区	東陽小学校	東陽三丁目27番12号
江東区第16投票区	江東区役所	東陽四丁目11番28号
江東区第17投票区	東陽中学校	東陽二丁目1番8号
江東区第18投票区	欠 番	
江東区第19投票区	深川第八中学校	塩浜二丁目21番14号
江東区第20投票区	枝川小学校	枝川三丁目5番3号
江東区第21投票区	豊洲北小学校	豊洲三丁目6番1号
江東区第22投票区	豊洲小学校	豊洲四丁目4番4号
江東区第23投票区	東雲小学校	東雲二丁目4番11号
江東区第24投票区	グランチャ東雲	東雲一丁目9番46号
江東区第25投票区	第二辰巳小学校	辰巳一丁目1番22号
江東区第26投票区	辰巳中学校	辰巳一丁目10番57号
江東区第27投票区	香取小学校	亀戸四丁目26番22号
江東区第28投票区	第一亀戸小学校	亀戸二丁目5番7号
江東区第29投票区	水神小学校	亀戸五丁目22番22号
江東区第30投票区	第三亀戸中学校	亀戸一丁目12番10号
江東区第31投票区	第二亀戸小学校	亀戸六丁目36番1号
江東区第32投票区	浅間整川小学校	亀戸九丁目22番4号
江東区第33投票区	青少年交流プラザ	亀戸七丁目41番16号
江東区第34投票区	亀戸中学校	亀戸九丁目2番2号
江東区第35投票区	第一大島小学校	大島二丁目41番4号
江東区第36投票区	第二大島小学校	大島三丁目16番2号
江東区第37投票区	大島南央小学校	大島四丁目18番5号
江東区第38投票区	大島幼稚園	大島五丁目38番1号
江東区第39投票区	第四大島小学校	大島六丁目7番8号
江東区第40投票区	第三大島小学校	大島九丁目5番3号
江東区第41投票区	大島中学校	大島八丁目12番22号
江東区第42投票区	北砂小学校	北砂一丁目3番36号
江東区第43投票区	砂町小学校	北砂四丁目13番23号
江東区第44投票区	砂町文化センター	北砂五丁目1番7号
江東区第45投票区	亀高小学校	北砂五丁目20番16号
江東区第46投票区	第六砂町小学校	北砂六丁目26番6号
江東区第47投票区	東砂小学校	東砂二丁目12番14号
江東区第48投票区	第七砂町小学校	東砂三丁目21番5号
江東区第49投票区	東砂スポーツセンター	東砂四丁目24番1号
江東区第50投票区	第四砂町小学校	南砂二丁目13番18号
江東区第51投票区	第三砂町小学校	南砂六丁目3番13号
江東区第52投票区	第二砂町小学校	東砂七丁目17番30号
江東区第53投票区	南砂小学校	南砂二丁目3番21号
江東区第54投票区	第三砂町中学校	南砂三丁目10番3号
江東区第55投票区	第二砂町中学校	東砂八丁目10番9号
江東区第56投票区	有明西学園	有明一丁目7番13号
江東区第57投票区	豊洲シビックセンター	豊洲二丁目2番18号

◎江東区選挙管理委員会告示第 16 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項により準用される第 39 条及び第 40 条第 1 項但書の規定により、令和 7 年 6 月 22 日執行の東京都議会議員選挙（江東区選挙区）における期日前投票所を、次のとおり定める。

令和 7 年 6 月 13 日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目 11 番 28 号	令和 7 年 6 月 14 日から 6 月 21 日まで 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
豊洲シビックセンター	江東区豊洲二丁目 2 番 18 号	
森下文化センター	江東区森下三丁目 12 番 17 号	
富岡区民館	江東区富岡一丁目 16 番 12 号	
小松橋区民館	江東区扇橋二丁目 1 番 5 号	
カメラアブラザ	江東区亀戸二丁目 19 番 1 号	
総合区民センター	江東区大島四丁目 5 番 1 号	
砂町区民館	江東区北砂四丁目 7 番 3 号	
南砂区民館	江東区南砂六丁目 8 番 3 号	

令和 7 年 6 月 15 日から 6 月 21 日まで
午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

◎江東区選挙管理委員会告示第 17 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、令和 7 年 6 月 22 日執行の東京都議会議員選挙（江東区選挙区）における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 7 年 6 月 13 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 18 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、令和 7 年 6 月 22 日執行の東京都議会議員選挙（江東区選挙区）における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 7 年 6 月 13 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 19 号

令和 7 年 6 月 13 日付江東区選挙管理委員会告示第 18 号の一部を別紙のように改める。

令和 7 年 6 月 16 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 20 号

令和 7 年 6 月 13 日付江東区選挙管理委員会告示第 18 号の一部を別紙のように改める。

令和 7 年 6 月 19 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 21 号

令和 7 年 6 月 13 日付江東区選挙管理委員会告示第 17 号の一部を別紙のように改める。

令和 7 年 6 月 21 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 22 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院（東京都選出）議員選挙におけるポスター掲示場を、別紙のとおり設置する。

令和 7 年 7 月 1 日

江東区選挙管理委員会

令和7年執行
参議院議員選挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

江 東 区 選 挙 管 理 委 員 会

設置総数 438 箇所

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
1-1	新大橋1-5-3	新大橋永谷マンション・新一公園北側
1-2	新大橋3-8-7	森下駅第2自転車駐車場東側
1-3	新大橋3-1-15	区立八名川小学校北側
1-4	新大橋3-1-15	区立八名川小学校西側
1-5	森下1-3-17	深川神明宮北側
1-6	新大橋3-1-15	区立八名川小学校東側
1-7	森下1-3-17	深川神明宮西側石柵
1-8	常盤2-12-1	区立常盤二丁目児童遊園
2-1	森下3-5-16	区立森下三丁目第一児童遊園
2-2	森下2-5-16	区立森下公園北側
2-3	森下2-5-16	区立森下公園南側
2-4	森下4-16-2	区立森下四丁目児童遊園
2-5	森下3-13-9	区立高森公園
2-6	森下4-9-22	区立深川第一中学校東側
2-7	森下4-9-22	区立深川第一中学校西側
2-8	森下3-13-13	コープ森下東側
3-1	白河1-5-15	区立白河一丁目公園東側
3-2	清澄2-11-5	区立清澄二丁目公園北側
3-3	白河1-3-26	深川江戸資料館東側植込
3-4	清澄2-2	都立清澄公園北側植込み
3-5	清澄3-3	都立清澄庭園東側入口横塀
3-6	三好1-4-14	松林院コンクリート塀
3-7	清澄2-2	都立清澄公園南側植込み
3-8	清澄3-3	都立清澄庭園児童公園部分南側
4-1	森下5-1-7	都立墨田工業高等学校北側
4-2	森下5-6-1	区立森下五丁目児童遊園西側
4-3	白河3-18-17	区立白河三丁目水辺公園
4-4	白河4-9-17	区立元加賀幼稚園南側
4-5	白河4-3-19	区立元加賀小学校東側鉄柵
4-6	白河4-3-27	区立元加賀公園南東側
4-7	白河4-3-27	区立元加賀公園南側
4-8	三好4-1-1	東京都現代美術館北東側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
5-1	平野4-6	都立木場公園「東京都現代美術館前」バス停前
5-2	平野2-8-5	銭高組平野住宅「フォンテーヌ平野」前
5-3	平野3-6-13	区立深川第六中学校東側
5-4	平野2-4-25	浄心寺南側
5-5	平野3-3-9	木場公園平野三丁目ハイツ北側
5-6	平野2-2-42	東浴信用組合平野倉庫西側
5-7	平野3-3先	区立福富川公園広場
5-8	平野4-6-1	都立木場公園西側「木場公園」バス停前
6-1	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側東寄り
6-2	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側西寄り
6-3	毛利1-14-1	区立深川第七中学校西側
6-4	毛利2-2-2	区立毛利小学校体育館通用門横
6-5	毛利1-14-1	区立深川第七中学校東側
6-6	毛利2-13	都立猿江恩賜公園(毛利2丁目)南側
6-7	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側ディアラ江東寄り
6-8	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側住吉駅寄り
7-1	住吉1-19-20	区立住利公園南側
7-2	住吉1-12-2	区立東川小学校北側
7-3	住吉1-12-2	区立東川小学校西側
7-4	住吉1-8-13	区立住吉一丁目公園
7-5	猿江1-11-5	区立猿江一丁目公園北側
7-6	猿江2-16-18	都立墨東特別支援学校
7-7	猿江2-3-10	区立猿江二丁目公園北側
7-8	猿江1-5-3	エステート猿江北側鉄柵
8-1	扇橋1-20-1	区営扇橋一丁目アパート1号棟東側
8-2	扇橋1-20-9	区立扇橋一丁目児童遊園西側
8-3	石島18-5	区立扇橋小学校西側
8-4	石島18-23	区立扇橋公園南側
8-5	千石1-12-12	区立深川第四中学校東側
8-6	千石1-7-8	区立千石児童遊園
8-7	千石1-5-28	区立千石運動公園東側
8-8	千石1-5-7	東京都タクシーメーター深川検査場西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
9-1	扇橋3-20-11	区立扇橋三丁目公園南側
9-2	扇橋3-7-16	区立三島橋公園北側
9-3	千田16-5	区立江東公園西側
9-4	海辺1-3	区立川南海辺公園西側
9-5	千石2-9-12	区立川南小学校北側
9-6	千石2-7-4	区立千石公園西側
9-7	千石2-9-22	区立川南公園南側
9-8	千石3-2-11	都立大江戸高等学校南側
10-1	佐賀2-8-26	区立中の堀公園
10-2	深川1-11-18	区立亀堀公園北側
10-3	深川1-6-15	区立深川一丁目保育園東側
10-4	深川1-6-38	区立亀堀公園南側
10-5	佐賀1-15-5	区立佐賀町公園
10-6	深川2-17-26	区立明治小学校南側
10-7	冬木22-10	区立深川第二中学校西側
10-8	深川1-3-10	区立深川一丁目児童遊園
10-9	冬木22-10	区立深川第二中学校プール南側
11-1	永代1-7-8	区立永代公園
11-2	門前仲町1-20-1	区立油堀川公園
11-3	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校北側
11-4	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校東側
11-5	門前仲町1-1-1	区立臨海公園西側
11-6	門前仲町1-1-1	区立臨海公園南側
11-7	越中島1-3-4	区立越中島一丁目児童遊園
11-8	越中島1-3-23	越中島プール南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
12-1	富岡1-17-9	区立深川公園庭球場側
12-2	富岡1-18-7	区立数矢小学校裏門横
12-3	富岡1-14-10	区立深川公園南側
12-4	富岡1-16-10	区立深川公園富岡八幡宮側
12-5	富岡1-20	区立八幡堀遊歩道南側
12-6	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園北側
12-7	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園東側
12-8	牡丹3-14-9	牡丹町住宅駐車場南側
13-1	古石場1-11-11	古石場福祉会館南側
13-2	越中島2-16-13	区立調練橋公園北側
13-3	越中島2-2	東京海洋大学プール正面塀
13-4	越中島3-7-1	区立深川第三中学校西側
13-5	古石場2-14-4	区立古石場二丁目児童遊園
13-6	越中島3-6-38	区立越中島小学校正門横
13-7	塩浜1-3-10	江東区塩浜保育園
13-8	塩浜1-4-4	区立浜園公園
13-9	塩浜1-5-1	都営塩浜一丁目アパート西側
14-1	木場4-1	都立木場公園西側
14-2	木場3-8	区立木場親水公園北側
14-3	木場3-6-9	区立木場三丁目公園
14-4	木場5-7	都立木場公園東側
14-5	木場5-7	都立木場公園南側
14-6	木場2-11-1	江東区道路事務所南側
14-7	木場1-2-2	区立平久小学校東側
14-8	木場6-4-18	区立平久公園
14-9	古石場3-1-4	区立古石場三丁目公園

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
15 - 1	東陽5-13	区立横十間親水公園
15 - 2	東陽5-29-39	区立東陽五丁目公園東側
15 - 3	東陽5-32-19	都立深川高等学校東側
15 - 4	東陽5-32-9	都立深川高等学校西側
15 - 5	東陽3-23-20	東京都交通局東陽操車所東側
15 - 6	東陽3-27-27	区立東陽公園南側
15 - 7	東陽3-8-11	区立沢海橋第二児童遊園
15 - 8	東陽3-22-1	都営東陽三丁目アパート1号棟北側
16 - 1	東陽6-3	うるおいの木かげ道路横十間川沿い植込み
16 - 2	東陽6-1-13	区立豊住公園北側
16 - 3	東陽6-1-13	区立豊住公園東側緑地
16 - 4	東陽4-11-45	都立江東特別支援学校北側
16 - 5	東陽4-11	江東区役所北側駐車場前植込み
16 - 6	東陽4-11	江東区役所西側緑地
16 - 7	東陽4-11-3	江東区文化センター南側植込み
16 - 8	東陽4-3-12	都営東陽四丁目アパート12号棟北側
17 - 1	東陽1-29	区立洲崎川緑道公園大門通り西側植込み
17 - 2	東陽2-1-20	区立南陽小学校西側
17 - 3	東陽2-1-8	区立東陽中学校北側
17 - 4	東陽2-3-6	区立教育センター西側植込み
17 - 5	東陽2-1-8	区立東陽中学校西側
17 - 6	東陽2-3-6	東陽図書館南遊歩道
17 - 7	東陽1-39-8	区立東陽一丁目第二公園北側
17 - 8	東陽1-19	東陽一丁目子供の広場跡地北側
19 - 1	塩浜2-26-8	区立塩浜二丁目児童遊園東側
19 - 2	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(東寄)
19 - 3	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(西寄)
19 - 4	塩浜2-10-14	区立塩浜公園南側
19 - 5	塩浜2-27	東京地下鉄(有) 深川アルファ96東側
19 - 6	塩浜2-11-6	社会福祉事業団新幸荘南側
19 - 7	塩浜2-5-15	社会福祉事業団新塩崎荘北側入口横
19 - 8	塩浜2-6-3	区立塩崎保育園植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
20-1	枝川3-11	区立暁橋公園西側
20-2	枝川3-5-3	区立枝川小学校西側
20-3	枝川3-3-5	区立枝川三丁目公園西側
20-4	枝川1-8-5	区立朝風公園北側
20-5	枝川2-18	区立枝川橋第二児童遊園北側
20-6	枝川1-6-19	区立枝川一丁目公園東側
20-7	枝川1-5-1	都営枝川一丁目アパート南側
20-8	潮見1-29	都営潮見一丁目アパート遊園北側
20-9	潮見1-29	江東区清掃事務所西側鉄柵
21-1	豊洲1-3-15	区立豊洲一丁目公園
21-2	豊洲1-2-27	豊洲ハイライズ南側コンクリート壁
21-3	豊洲3-6-1	区立豊洲北小学校正門脇植込み
21-4	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園南側
21-5	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園子どもの広場西側
21-6	豊洲3-4-8	ホームセンタースーパービバホーム豊洲店南側
22-1	豊洲4-5-30先	区立豊洲四丁目公園北部西側
22-2	豊洲4-3	区立豊洲四丁目第二公園
22-3	豊洲4-5	区立豊洲四丁目公園南部西側
22-4	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲四丁目団地1号棟スロープ脇
22-5	豊洲4-4-4	区立豊洲小学校南門横植込み
22-6	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校北側
22-7	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲4丁目団地2号棟南西側
22-8	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校西側
23-1	東雲1-7	区立東雲緑道公園南部鉄柵
23-2	東雲1-8	都営東雲一丁目アパート4号棟児童遊園前
23-3	東雲2-4-17	区立東雲公園西側
23-4	東雲2-7-41	東京都交通局東雲庁舎植込み
23-5	東雲2-7-6	区立東雲二丁目公園
23-6	東雲2-4-11	区立東雲小学校北側
23-7	東雲2-4-11	区立東雲小学校西側
23-8	有明2-10	区立有明小・中学校北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
24 - 1	東雲1-9-46	グランチャ東雲南東側植込
24 - 2	東雲1-9	東雲キャナルコート21号棟北側
24 - 3	東雲1-9	ブリリアイスト東雲キャナルコート西側
24 - 4	東雲1-9	東雲キャナルコート19号棟南側
24 - 5	東雲1-9先	区立東雲水辺公園
24 - 6	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟北東側
24 - 7	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟東側
25 - 1	辰巳1-5-15	住宅供給公社辰巳しのめ住宅南側
25 - 2	辰巳1-3	都営辰巳一丁目アパート5号棟北側集会所前
25 - 3	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート46号棟南側
25 - 4	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート44号棟南側
25 - 5	辰巳1-3	都営辰巳一丁目アパート5号棟南側
25 - 6	辰巳1-1	辰巳橋東側鉄柵
25 - 7	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北側
25 - 8	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南東側
26 - 1	辰巳2-5-1	住宅供給公社辰巳あけぼの住宅入口横
26 - 2	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート48号棟北側
26 - 3	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート61号棟南側
26 - 4	辰巳1-10	都営辰巳一丁目アパート64号棟北側
26 - 5	辰巳2-1	七号地港湾住宅駐車場フェンス
26 - 6	辰巳1-10-57	区立辰巳中学校東側鉄柵
26 - 7	辰巳1-11-1	区立辰巳小学校西側
27 - 1	亀戸3-36-20	区立亀島小学校記念公園
27 - 2	亀戸3-51-10	新和自動車線北側
27 - 3	亀戸3-57-22	香取神社東側
27 - 4	亀戸4-26-22	区立香取小学校南側
27 - 5	亀戸4-27-6	区立香取公園東側
27 - 6	亀戸3-6	亀戸天神社東側駐車場
27 - 7	亀戸4-43-8	区立亀戸四丁目公園けやきひろば北側
27 - 8	亀戸4-51-1	区立第二亀戸中学校西側
27 - 9	亀戸4-35-12	宝蓮寺南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
28-1	亀戸2-6	UR都市機構亀戸二丁目団地4号棟北側
28-2	亀戸2-6-3	UR都市機構 亀戸二丁目団地3号棟東側
28-3	亀戸2-6	UR都市機構 亀戸二丁目団地1号棟東側
28-4	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校北側
28-5	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校西側
28-6	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所西側
28-7	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所南側
28-8	亀戸2-4-13	区立文泉公園南側
29-1	亀戸5-22-22	区立水神小学校西側
29-2	亀戸5-22-22	区立水神小学校東側
29-3	亀戸5-22-22	区立水神小学校南側
29-4	亀戸8-2	都立亀戸中央公園北側
29-5	亀戸8-2	都立亀戸中央公園スポーツセンター向側
29-6	亀戸8-2	都立亀戸中央公園西側
29-7	亀戸8-2	都立亀戸中央公園南西側
29-8	亀戸5-44-8	白石工業(株)北側
30-1	亀戸1-9-5	区立亀戸西公園東側
30-2	亀戸1-22	区立亀戸公園西側
30-3	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校北側
30-4	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校東側
30-5	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校南側
30-6	亀戸1-24-6	区立亀戸第三保育園南側
30-7	亀戸1-15-10	区立堅川第一公園北側
31-1	亀戸6-62-5	亀戸駅東口自転車駐車場
31-2	亀戸6-30-1先	区立亀戸緑道公園北詰
31-3	亀戸6-20-8先	区立亀戸緑道公園中詰
31-4	亀戸6-18	区立亀戸南公園東側
31-5	亀戸6-36-1	区立第二亀戸小学校東側
31-6	亀戸6-47	区立亀戸平岩公園北側
31-7	亀戸6-7-9先	区立亀戸緑道公園南詰
31-8	亀戸6-33-10	区立堅川河川敷公園

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
32 - 1	亀戸9-33	区立亀戸九丁目緑道公園
32 - 2	亀戸9-22-4	区立浅間堅川小学校北側
32 - 3	亀戸9-37-23	区立亀戸運動公園南側
32 - 4	亀戸9-33	住宅供給公社亀戸九丁目住宅駐車場入口
32 - 5	亀戸9-19	区立亀戸九丁目公園
32 - 6	亀戸7-15-5	区立亀戸七丁目北公園南側
32 - 7	亀戸9-21-13	㈱野村工務店横
32 - 8	亀戸9-19-7	日商岩井亀戸マンション西側鉄柵
33 - 1	亀戸7-42	都営亀戸七丁目第三アパート7号棟北側
33 - 2	亀戸7-39-9	区立亀戸図書館前
33 - 3	亀戸7-8-13	区立亀戸東公園西側
33 - 4	亀戸7-57-12	都営亀戸七丁目アパート12号棟東側
33 - 5	亀戸7-56-3	都営亀戸七丁目アパート3号棟南側
33 - 6	亀戸7-65-12	中央学院大学中央高等学校東側
33 - 7	亀戸7-67-2	コーシャハイム亀戸七丁目西側
34 - 1	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園北寄り
34 - 2	亀戸9-9	区立亀戸緑地公園南側
34 - 3	亀戸9-2-2	区立亀戸中学校正門横
34 - 4	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園北側
34 - 5	亀戸9-15-1	区立亀戸浅間公園南側
34 - 6	亀戸9-13-1	東京城東病院東側植込み
34 - 7	亀戸9-13-1	東京城東病院南側植込み
35 - 1	大島2-27-19	区立大島防災公園南側
35 - 2	大島2-11-7	区立大島二丁目公園西側
35 - 3	大島2-41-4	区立第一大島小学校西側
35 - 4	大島2-1	都営地下鉄排気塔南側
35 - 5	大島2-41-4	区立第一大島小学校南側
35 - 6	大島1-34-8	区立大島一丁目公園北側
35 - 7	大島1-2-31	都立科学技術高等学校東側
35 - 8	大島1-2-31	都立科学技術高等学校西側
35 - 9	大島1-2-31	都立科学技術高等学校南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
36-1	大島3-22-1	都立城東高等学校北側
36-2	大島3-7先	区立大島緑道公園城東高校西側
36-3	大島3-26-1	大島三丁目団地1号棟南側
36-4	大島3-27-18	区立第二大島中学校北側
36-5	大島3-9先	区立大島緑道公園城東高校南西側
36-6	大島3-15-10付近	区立大島緑道公園内大島なかよし保育園前
36-7	大島3-14先	区立大島緑道公園城東郵便局西側
37-1	大島4-5-1	江東区総合区民センター北側植込
37-2	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地7号棟北側
37-3	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地2号棟北側
37-4	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地1号棟西側
37-5	大島4-18-5	区立大島南央小学校西側
37-6	大島4-18-5	区立大島南央小学校南側
37-7	大島4-1	住宅供給公社西大島住宅西側鉄柵
37-8	大島4-1-23	区立大島西中学校東側
38-1	大島5-15-13	都営大島五丁目第2アパート13号棟北側
38-2	大島5-14-11	都営大島五丁目第2アパート11号棟西側
38-3	大島5-38-1	区立大島幼稚園東側
38-4	大島5-38-1	区立大島幼稚園西側
38-5	大島5-52	区立小名木川小学校(仮校舎)東側
38-6	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟北側
38-7	大島5-27	区立大島五丁目公園南東側
38-8	大島5-27	区立大島五丁目公園南側
39-1	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟東側
39-2	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地7号棟西側
39-3	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟西側
39-4	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地5号棟東側
39-5	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地3号棟西側
39-6	大島6-7-8	区立第四大島小学校西側
39-7	大島6-7-8	区立第四大島小学校東側
39-8	大島6-1	UR都市機構 大島六丁目団地2号棟南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
40 - 1	大島9-7-9	都営大島九丁目アパート9号棟南側
40 - 2	大島7-28-1	UR都市機構 大島七丁目団地東側
40 - 3	大島7-27-17	区立大島七丁目公園北側
40 - 4	大島9-5-3	区立第三大島小学校北側
40 - 5	大島7-16	区立こどもの広場北側
40 - 6	大島9-5-3	区立第三大島小学校南側
40 - 7	大島7-39-2	区立第三大島幼稚園東側
40 - 8	大島7-39-3	UR都市機構 東大島駅前ハイツ3号棟西側
41 - 1	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場北側
41 - 2	大島8-11-3	都営大島八丁目第2アパート3号棟北側
41 - 3	大島8-11-2	都営大島八丁目第2アパート2号棟西側
41 - 4	大島9-2	都立大島・小松川公園わんさか広場西側バス停前
41 - 5	大島8-11-5	都営大島八丁目第2アパート5号棟南側
41 - 6	大島8-40-13	区立第五大島小学校南側正門前
41 - 7	大島8-39-22	イトーピア東大島マンション東側鉄柵
41 - 8	大島8-12-22	区立大島中学校南側
42 - 1	北砂2-16先	区立北砂緑道公園西側
42 - 2	北砂1-3-25	区立北砂第二公園
42 - 3	北砂1-1	北一団地自治会集会所東側
42 - 4	北砂1-2-9	江東区スポーツ会館駐輪場前
42 - 5	北砂1-3-36	区立北砂小学校正門横
42 - 6	北砂1-1-4	区立北砂保育園東側コンクリート塀
42 - 7	北砂1-1-6	区立北砂一丁目公園南側
42 - 8	南砂1-5-30	ウィンザーハイム南砂北側
43 - 1	北砂2-9-14	区立北砂二丁目公園西側
43 - 2	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅東側
43 - 3	北砂4-13-23	区立砂町小学校西側
43 - 4	北砂2-1-37	志演尊空神社石垣
43 - 5	北砂4-13-23	区立砂町小学校正門横
43 - 6	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅南側
43 - 7	北砂4-20-24	区立砂町中央公園東側植込み
43 - 8	南砂5-6-1	区立境川公園西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
44 - 1	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂北側
44 - 2	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂南側植込み
44 - 3	北砂3-3-5	日本通運株小名木川事業所北側
44 - 4	北砂3-3-5	日本通運株小名木川事業所西側
44 - 5	北砂5-1-2	区立北砂公園西側植込み
44 - 6	北砂5-1-7	江東区砂町文化センター南側植込み
45 - 1	北砂5-20-16	区立亀高小学校東側鉄柵
45 - 2	北砂5-20-16	区立亀高小学校正門横
45 - 3	北砂5-20-17	区立第四砂町中学校南側
45 - 4	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地7号棟西側植込み
45 - 5	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地2号棟東側植込み
45 - 6	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟北側植込み
45 - 7	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地5号棟東側植込み
45 - 8	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟東側植込み
46 - 1	北砂6-16-12	丸八児童遊園東側
46 - 2	北砂6-19	区立仙台堀川公園緑道南東側
46 - 3	北砂6-16-28	区立砂町中学校南側
46 - 4	北砂6-26-6	区立第六砂町小学校裏門横
46 - 5	北砂6-26-8	亀高公園園内
46 - 6	北砂6-26-8	区立亀高公園東側
46 - 7	北砂6-27-24	森工業(株)垣根
47 - 1	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート22号棟東側
47 - 2	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート13号棟南側
47 - 3	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート集会所東側
47 - 4	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート16号棟南側
47 - 5	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート1号棟南側
47 - 6	東砂2-6-5	都営東砂二丁目第3アパート5号棟西側
47 - 7	東砂2-12-14	区立東砂小学校東側
47 - 8	東砂2-12-14	区立東砂小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
48 - 1	東砂1-2	区立東砂一丁目公園南西側
48 - 2	東砂1-2-1	都営東砂一丁目アパート1号棟西側
48 - 3	東砂3-16	区立東砂三丁目公園北側
48 - 4	東砂1-5-3	区立東砂第三保育園東側
48 - 5	東砂3-17-17	区立東砂三丁目第二公園南側
48 - 6	東砂3-19-5	区立東砂三丁目第2児童遊園北側
48 - 7	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門西側
48 - 8	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門東側
49 - 1	東砂4-20-20	区立城東公園北側駐輪場鉄柵
49 - 2	東砂4-20-20	区立城東公園西側植込み
49 - 3	東砂4-20-2	愛和病院南側鉄柵
49 - 4	北砂7-7-1	UR都市機構 北砂7丁目団地正面植込み
49 - 5	北砂7-2-30	区立北砂七丁目児童遊園南側植込み
49 - 6	東砂5-6-12	日本ウイリング(株)平和工場北側塀
49 - 7	東砂5-10	東砂五丁目ハイツ4号棟前公園
49 - 8	北砂7-9	区立仙台堀川公園入口植込み
50 - 1	南砂1-3-18	区立南砂一丁目第二公園東側
50 - 2	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校東側鉄柵
50 - 3	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校南側
50 - 4	南砂1-16-8	東江運輸(株)駐車場南側
50 - 5	南砂1-1-6	区立南砂一丁目公園
50 - 6	南砂1-1先	区立仙台堀川公園
50 - 7	南砂2-13-18	区立第四砂町小学校北側
50 - 8	南砂2-24	区立南砂二丁目公園西側
51 - 1	南砂5-24	南砂五丁目アパート東側児童遊園
51 - 2	南砂5-24	都営南砂五丁目アパート9号棟東側植込み
51 - 3	南砂5-19-13	区立金森公園北側
51 - 4	南砂5-19	区立仙台堀川公園内広場
51 - 5	南砂4-4	区立南砂四丁目公園南東側柵
51 - 6	南砂6-5-7	区立南砂六丁目公園南側鉄柵
51 - 7	南砂4-3-21	区立南砂四丁目西公園
51 - 8	南砂6-7-52	区立江東図書館前

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
52 - 1	東砂7-17-30	区立第二砂町小学校東側
52 - 2	東砂7-18	区立仙台堀川公園砂町区民農園横鉄柵
52 - 3	東砂7-15-3	区立砂町公園南側植込み
52 - 4	東砂7-19-24	都立東高等学校正門横植込み
52 - 5	東砂7-13-10	都営東砂七丁目アパート10号棟北側
52 - 6	東砂7-13-9	都営東砂七丁目アパート9号棟南側鉄柵
52 - 7	東砂7-19	区立仙台堀川公園南東側塀(柵)
53 - 1	南砂2-3-20	区立南砂中学校北側
53 - 2	南砂2-3-20	区立南砂中学校西側
53 - 3	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅テニスコート金網
53 - 4	南砂2-3-21	区立南砂小学校体育館東側
53 - 5	南砂2-3-13	区立旧南砂西小学校西側
53 - 6	南砂2-3-21	区立南砂小学校東側
53 - 7	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅7号棟南側植込み
53 - 8	南砂2-3-23	区立南砂二丁目南公園南側
53 - 9	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅1号棟南側植込み
54 - 1	南砂3-11	都営南砂三丁目アパート12号棟横集会所東側
54 - 2	南砂3-14	区立南砂三丁目公園内グランド東側植込み
54 - 3	南砂3-10-3	区立第三砂町中学校正門横
54 - 4	南砂3-14-21	区立南砂三丁目公園東側
54 - 5	南砂7-14-18	富賀岡八幡宮南側石垣
54 - 6	南砂3-2	都営南砂三丁目第三アパート西側鉄柵
54 - 7	新砂3-3-47	区立新砂のぞみ公園南側植込み
54 - 8	新砂3-3	都営新砂三丁目アパート駐車場植込み
55 - 1	東砂7-5-27	区立第五砂町幼稚園北側金網
55 - 2	東砂7-5-17	区立東砂七丁目児童遊園西側鉄柵
55 - 3	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校北側鉄柵
55 - 4	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校東側鉄柵
55 - 5	東砂8-24	区立東砂八丁目公園
55 - 6	東砂8-10-9	区立第二砂町中学校南側鉄柵
55 - 7	東砂8-11-5	区立第五砂町小学校東側フェンス
55 - 8	新砂3-4-1	区立新砂めぐみ公園南側植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
56 - 1	有明1-7-13	区立有明西学園東側
56 - 2	有明1-4-11	ブリリアマーレ有明南側植込み
56 - 3	有明1-7-13	区立有明西学園西側
56 - 4	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター北側
56 - 5	有明2-3-5	江東区有明スポーツセンター東側
57 - 1	豊洲2-3	区立豊洲公園東側植込み
57 - 2	豊洲2-3	区立豊洲公園南側
57 - 3	豊洲5-3	都営豊洲五丁目アパート東側植込み
57 - 4	豊洲5-1-35	区立豊洲西小学校北東側
57 - 5	豊洲6-2-1	区立豊洲六丁目第二公園
57 - 6	豊洲6-2-35	区立豊洲六丁目公園

◎江東区選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条第4号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり3名を抹消した。

令和7年7月2日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和7年7月2日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
8, 708
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数
139, 290
- 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
72, 563

◎江東区選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における、各投票区の投票所を別紙のとおり定める。

令和7年7月3日

江東区選挙管理委員会

投票所一覧

令和7年7月20日執行 参議院議員選挙

投票区	投票所名	所在地
江東区第 1 投票区	八名川小学校	新大橋三丁目 1 番 15 号
江東区第 2 投票区	森下文化センター	森下三丁目 12 番 17 号
江東区第 3 投票区	中村中学校・高等学校	清澄二丁目 6 番 15 号
江東区第 4 投票区	元加賀小学校	白河四丁目 3 番 19 号
江東区第 5 投票区	深川第六中学校	平野三丁目 6 番 13 号
江東区第 6 投票区	毛利小学校	毛利二丁目 2 番 2 号
江東区第 7 投票区	東川小学校	住吉一丁目 12 番 2 号
江東区第 8 投票区	扇橋小学校	石島 18 番 5 号
江東区第 9 投票区	都立大江戸高等学校	千石三丁目 2 番 11 号
江東区第 10 投票区	明治小学校	深川二丁目 17 番 26 号
江東区第 11 投票区	臨海小学校	門前仲町一丁目 1 番 6 号
江東区第 12 投票区	数矢小学校	富岡一丁目 18 番 7 号
江東区第 13 投票区	深川第三中学校	越中島三丁目 7 番 1 号
江東区第 14 投票区	平久小学校	木場一丁目 2 番 2 号
江東区第 15 投票区	東陽小学校	東陽三丁目 27 番 12 号
江東区第 16 投票区	江東区役所	東陽四丁目 11 番 28 号
江東区第 17 投票区	東陽中学校	東陽二丁目 1 番 8 号
江東区第 18 投票区	欠 番	
江東区第 19 投票区	深川第八中学校	塩浜二丁目 21 番 14 号
江東区第 20 投票区	枝川小学校	枝川三丁目 5 番 3 号
江東区第 21 投票区	豊洲北小学校	豊洲三丁目 6 番 1 号
江東区第 22 投票区	豊洲小学校	豊洲四丁目 4 番 4 号
江東区第 23 投票区	東雲小学校	東雲二丁目 4 番 11 号
江東区第 24 投票区	グランチャ東雲	東雲一丁目 9 番 46 号
江東区第 25 投票区	第二辰巳小学校	辰巳一丁目 1 番 22 号
江東区第 26 投票区	辰巳中学校	辰巳一丁目 10 番 57 号
江東区第 27 投票区	香取小学校	亀戸四丁目 26 番 22 号
江東区第 28 投票区	第一亀戸小学校	亀戸二丁目 5 番 7 号
江東区第 29 投票区	水神小学校	亀戸五丁目 22 番 22 号
江東区第 30 投票区	第三亀戸中学校	亀戸一丁目 12 番 10 号
江東区第 31 投票区	第二亀戸小学校	亀戸六丁目 36 番 1 号
江東区第 32 投票区	浅間堅川小学校	亀戸九丁目 22 番 4 号
江東区第 33 投票区	青少年交流プラザ	亀戸七丁目 41 番 16 号
江東区第 34 投票区	亀戸中学校	亀戸九丁目 2 番 2 号
江東区第 35 投票区	第一大島小学校	大島二丁目 41 番 4 号
江東区第 36 投票区	第二大島小学校	大島三丁目 16 番 2 号
江東区第 37 投票区	大島南央小学校	大島四丁目 18 番 5 号
江東区第 38 投票区	大島幼稚園	大島五丁目 38 番 1 号
江東区第 39 投票区	第四大島小学校	大島六丁目 7 番 8 号
江東区第 40 投票区	第三大島小学校	大島九丁目 5 番 3 号
江東区第 41 投票区	大島中学校	大島八丁目 12 番 22 号
江東区第 42 投票区	北砂小学校	北砂一丁目 3 番 36 号
江東区第 43 投票区	砂町小学校	北砂四丁目 13 番 23 号
江東区第 44 投票区	砂町文化センター	北砂五丁目 1 番 7 号
江東区第 45 投票区	亀高小学校	北砂五丁目 20 番 16 号
江東区第 46 投票区	第六砂町小学校	北砂六丁目 26 番 6 号
江東区第 47 投票区	東砂小学校	東砂二丁目 12 番 14 号
江東区第 48 投票区	第七砂町小学校	東砂三丁目 21 番 5 号
江東区第 49 投票区	東砂スポーツセンター	東砂四丁目 24 番 1 号
江東区第 50 投票区	第四砂町小学校	南砂二丁目 13 番 18 号
江東区第 51 投票区	第三砂町小学校	南砂六丁目 3 番 13 号
江東区第 52 投票区	第二砂町小学校	東砂七丁目 17 番 30 号
江東区第 53 投票区	南砂小学校	南砂二丁目 3 番 21 号
江東区第 54 投票区	第三砂町中学校	南砂三丁目 10 番 3 号
江東区第 55 投票区	第二砂町中学校	東砂八丁目 10 番 9 号
江東区第 56 投票区	有明西学園	有明一丁目 7 番 13 号
江東区第 57 投票区	豊洲シビックセンター	豊洲二丁目 2 番 18 号

◎江東区選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により準用される第39条（及び第40条第1項但書）の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における期日前投票所を、次のとおり定める。

令和7年7月3日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目11番28号	令和7年7月4日から7月19日まで 午前8時30分から午後8時まで
豊洲シビックセンター	江東区豊洲二丁目2番18号	令和7年7月13日から7月19日まで 午前8時30分から午後8時まで
森下文化センター	江東区森下三丁目12番17号	
富岡区民館	江東区富岡一丁目16番12号	
小松橋区民館	江東区扇橋二丁目1番5号	
カメラiapラザ	江東区亀戸二丁目19番1号	
総合区民センター	江東区大島四丁目5番1号	
砂町区民館	江東区北砂四丁目7番3号	令和7年7月13日から7月19日まで 午前8時30分から午後8時まで
南砂区民館	江東区南砂六丁目8番3号	

◎江東区選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項により読み替えて適用される第48条の2第1項の規定により、次の期日前投票所を在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票することができる期日前投票所として指定した。

令和7年7月3日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地
江東区役所	江東区東陽四丁目11番28号

◎江東区選挙管理委員会告示第28号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3

7条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和7年7月3日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和7年7月3日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第64条の規定により、令和7年7月20日執行の参議院議員選挙の開票の場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和7年7月3日

江東区選挙管理委員会

- 1 開票場所 ホテルイースト21東京
江東区東陽六丁目3番3号
- 2 開票日時 令和7年7月20日
午後8時50分開始

◎江東区選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院（東京都選出）議員選挙における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和7年7月3日

江東区選挙管理委員会

〔以下省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定により、令和7年7月20日執行の参議院（比例代表選出）議

員選挙における開票管理者及び同職務代理者を、
次のとおり選任した。

令和 7 年 7 月 3 日

江東区選挙管理委員会

〔以下省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 33 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 6 条第 6 項の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院（東京都選出）議員選挙及び参議院（比例代表選出）議員選挙における江東区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和 7 年 7 月 3 日

江東区選挙管理委員会

- 1 場所 江東区役所
江東区東陽四丁目 11 番 28 号
- 2 日時 令和 7 年 7 月 17 日
午後 5 時 30 分開始

◎江東区選挙管理委員会告示第 34 号

令和 7 年 7 月 3 日付江東区選挙管理委員会告示第 29 号の一部を別紙のように改める。

令和 7 年 7 月 5 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

告 示 （ 選 挙 長 ）

◎東京都議会議員選挙（江東区選挙区）選挙長告示第 1 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 7 条第 6 項において準用する第 6 条第 6 項の規定により、令和 7 年 6 月 22 日執行の東京都議会議員選挙（江東区選挙区）における選挙立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 13 日

東京都議会議員選挙（江東区選挙区）
選挙長 高村 直樹

- 1 場所 江東区役所
江東区東陽四丁目 11 番 28 号
- 2 日時 令和 7 年 6 月 19 日
午後 5 時 30 分開始

◎東京都議会議員選挙（江東区選挙区）選挙長告示第 2 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 8 条の 4 第 1 項（又は第 2 項）の規定により、令和 7 年 6 月 22 日執行の東京都議会議員選挙（江東区選挙区）において、同年 6 月 13 日、次のとおり候補者の届出があった。

令和 7 年 6 月 13 日

東京都議会議員選挙（江東区選挙区）
選挙長 高村 直樹

東京都議会議員選挙 立候補者一覧

届出番号	候補者氏名	候補者氏名(かな)	届出の別	年齢	党派	職業	住所	本籍	一のウェブサイト等のアドレス
1	大つき かおり	おおつき かおり	本人届出	58	日本共産党	団体職員	江東区枝川	東京都	https://www2.icp-tokyo.net/ohtsuki/
2	千葉 さきえ	ちば さきえ	本人届出	45	立憲民主党	無職	江東区大島	東京都	https://chibasakie.com
3	さんのへ あや	さんのへ あや	本人届出	36	無所属	東京都議会議員	江東区東陽	青森県	https://sannohe-aya.com
4	高橋 たくみ	たかはし たくみ	本人届出	26	国民民主党	会社役員	江東区亀戸	東京都	https://takahashitakumi.tokyo/
5	白戸 太郎	しらと たろう	本人届出	58	都民ファーストの会	東京都議会議員	中央区月島	東京都	https://www.shiratotaro.com/
6	細田 いさむ	ほそだ いさむ	本人届出	64	公明党	東京都議会議員	江東区北砂	東京都	https://www.isamu-hosoda.jp/
7	やまざき 一輝	やまざき いっき	本人届出	52	無所属	無職	江東区南砂	東京都	https://ikki-y.jp/
8	小林 ゆか	こばやし ゆか	本人届出	53	無所属	助産師	江東区亀戸	奈良県	https://www.facebook.com/profile.php?id=61575689379204

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 7 年第 2 回定例会）

6 月 1 1 日から開会した令和 7 年第 2 回江東区
議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 報告（区長提出）

報告第 2 号 令和 6 年度江東区繰越明許費繰
越計算書について

（6 月 1 1 日報告）

2 その他の議決事項

令和 7 年度予算審査特別委員会の設置及び委
員の選任

（6 月 1 1 日設置及び選任）